

384-43



1200501455362

384
43



始



36.11.17



近世日本
國民史
幕府分解接近時代





林 子 平 畫 像 (東 京 大 機 文 彦 氏 所 藏)

幕府分解接近時代刊行に就て

幕府の二
大禁物

徳川幕府の禁物は、朝廷と、外國だ。別言すれば、朝廷を成る可く京都なる禁裡に押籠め奉り、國民と没交渉にあらせらるゝ様に仕向け。外國とは全然交通を遮断し、彼より來るを拒み、我より往くを杜絶した。

世界の大大勢を許さず

併し世界の大大勢は、必ずしも徳川幕府創立者の註文通りには運行しなかつた。所謂禍は蕭牆の中より生じた。勤王論は、家康の子たる尾張義直や、家康の孫たる水戸光圀により、鼓吹せられた。而して英國の東洋に於ける活動、北米合衆國の北亞米利加洲に於ける獨立、將た露國の西伯利から、沿海州、黒龍江方面に於ける經營、期せずして日本をして、長へに鎖國の甘睡を貪る能はざらしめた。

幕府の内
部既に蝕

加^し之國內に於ては、幕府の統制力は弛んで來た。大名の獨立心は増加して來た。旗本は墮落し、貧乏し、町人は富の勢力の増加と共に、彌々倍々其の勢力を増加し來つた。將軍家齊時代に至りては、其の外觀の結構は、依然たる家康以來の幕府であつたが、其の内容は、全く一變し來つた。云はゞ徳川幕府は、既に白蟻の爲めに、侵蝕せられ、只だ其の皮相のみを存してゐた。

寛政と天保との皮二注射

斯る場合に、一代の賢相松平定信は出で來つた。然も定信と雖も、天下の大勢の暗遷黙移を、如何ともする能はなかつた。彼の寛政の改革は、決して幕政に裨補なしとは云はない。されど、それは病者に皮下注射を施したるの類にして、當座は其の元氣を恢復したるも、やがて前に倍するの疲勞を來たした。其の疲勞に際して、重ねて水野忠邦は、天保度の改革を行つた。而して其の結果は、寛政度に比すれば、其の善效は十分の一にも及ばずして、其の惡果は、却つて

野に叫べる
豫言者の
類

十倍を超えた。而して水野の改革の失敗を以て、殆んど幕府の威信は、全く地に墜ち去つたと云ふも、過當ではあるまい。

日本には必ずしも、識者無いではなかつた。志士無いではなかつた。工藤平助、林子平、本多利明の如き、其他、杉田玄白、平山行藏、蒲生君平、高山彦九郎、柴栗山、立原翠軒等の如き、或は對外、或は勤王、皆なそれ々の意見を持ち、それ々の運動に著手した。然も彼等は、臘梅が梅花に先つて發くが如く、未だ回春の魁と云ふ可き程にも至らなかつた。云はゞ野に叫べる豫言者の聲と云ふ可きに過ぎなかつた。

定信と對
皇室對外
患

固より當局者である松平定信の如きも、此の對皇室、對外患に就て、それ願慮する所が無いではなかつた。彼が尊號一件に就て、大いに争ふたるが如き、未だ必ずしも幕府内の事——將軍家齊と其の生父一橋治濟との關係——

祖法改正の時期遅

のみに頓著したが爲めではなかつた。而して又た海防問題に就ても、其の計企を、後人に残し置いた。然も彼の聰明を以てしても、未だ此の勤王思想と、對外問題とが、やがて幕府の致命傷となる可しとは、氣附かなかつたらしく思はる。

若し幕府にして眞に祖法を改正するの必要を感じれば、その時期は、寛政度にあらねばならぬ。然るに當局者は其の必要を感じたる乎、感せざる乎、唯だ一日と苟且に経過した。寛政度に於てせず、文化文政度に於てせず、天保度に於てせず。而して弘化、嘉永も空しく過ぎて、漸く安政度に至りて其の改正を施さんと欲して、遂に巡疑し。漸く文久度に至り、稍く改正を實施しつゝ、然も遂に其の完成を見るに及ばずして、幕府は空しく斃れた。

寛政成功如何

然も假りに寛政度に於て、文久度に於けるが如き、公武合體の改正を施したりとせば、果して成功す可かりし乎。將た之を實行したりとて、果して幕府の壽

幕府が爲す眞の長計

命を、延長するを得可かりし乎。何人も之を斷言し得る者はあるまい。但た詮する所は、改正するを以て、改正せざるに優れりと云ふに過ぎず。所謂る彼此より好しと云ふに過ぎぬであらう。

幕府の爲めに謀れば、(第一)寛政度に於て、政權を朝廷に返上し、更めて或る程度の御委任を朝廷より受け、之を以て天下に臨む事。(第二)鎖國令を改め、來る者は來らしめ、往く者は往かしめ、露國でも、英國でも、如何なる國でも、苟も我に向つて交際を求むるものは、虚心坦懷之を許容し。而して我が國民をして、公然外國に通商し、且つ往來するを自由ならしめ。大船を作るとも、外教を信ずるとも、悉く其の禁を撤去す可し。若し自由宣教に異存あらば、此丈は若干の制限を附するも、當時に於ては、大なる妨げなかる可し。

祖法を變通するに祖意

此の如く幕府が、積極的に自ら進んで幕府中心主義を、皇室中心主義となし、鎖

大見識
手腕の人

六
國籠居を、開國遠略となさん乎。幕府としては、始祖の爲めに、其の過を償ひ、其の功を遂げ、茲に一新面目を、大日本歴史の上に現出したらんも、未だ知る可からず。語に曰く、好兒爺の錢を使はずと。時に應じて祖法を變通するは、是れ事實に於ては、祖意を成し、祖徳を全うする所以ならずんばならず。惜哉、當時の幕府には、此程の大見識者も無ければ、大手腕者も無かつた。乃ち松平定信さへも、單に時勢と雁行し、若しくは時勢に隨伴したるに過ぎず。其他の職贖者流に至りては、固より論ずる限りでない。

將軍家齊
手成したる

將軍家齊時代は、實に幕府に取りては、容易ならぬ時代であつた。外からは露國を首として、漸次に日本に來り薄らんとする徵候を示し、内には朝廷の親政を希ふ者、漸次に首を擡げんとしつゝある。然も彼れ家齊は、徳川氏歴代中最も長く將軍の位を占め、在職五十一年、最も長く富貴榮華を樂みつゝ、何事を成したる乎。彼は唯だ五十餘人の子女の父たりしと云ふ、出色の事實以

好色の遊
戲三昧

外 果して何を以て天下後世に傳ふ可き報効を爲したる乎。

同月(寛政十一年四月)末之頃より、吹上御庭の中へ、御物數寄を以、新規に、御茶屋御出來也。色々風流を盡されし内、青すだれ、揚縁等は、吉原仲之丁の茶屋之體を御移し被遊候。由にて、志有人は、いかゞの御好色也として、眉をひそめられけり。(寛政紀聞)
此れは、ほんの一瑣事に過ぎざるも、彼れ家齊は、幕府其物が、噴火山頂に立つてゐるに、全く無關心であつたが、思ひやらるゝ。

昭和二年七月廿五日 大森山王草堂に於て。時に窓前の山百合花は、庭上の日葵花と相對して、白黄交々妍を呈し、我が困眼を慰するに似たり。

蘇峰六十五叟

例言

- 一 本篇は、大正十四年九月二十二日起稿、十二月二十八日脱稿。
- 一 本篇中、高山正之に關するものは、其の日記を以て根本資料と爲す。但た其中の若干、世間に存在して、見るを果さざるものあるを憾みとす。
- 一 本書は、年代を以てすれば、前篇松平定信時代の後にあらずして、寧ろ同時代の看を做すべし。須らく對照して可也。
- 一 目下雄藩篇、文政天保時代、幕府實力失墜時代を稿了し、第二期孝明天皇時代彼理來航以前の形勢を稿了し、即今彼理の來航及び其の當時を稿しつゝあり。
- 一 近來、世上歴史の研究頗る盛。近世日本國民史の編著、漸く其の反響あるに似たり。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切、前例に據る。

昭和二年七月二十五日 山王草堂に於て

蘇峰學人

近世日本 國民史 幕府分解接近時代 目次

第一章 幕府瓦解の勢成る……………一

一 土崩瓦解の勢……………一

幕府繁昌の満潮期(一) 時代潮流の威力(二) 幕府の一衝動(二) 二たび三たびの衝動(三) 吉宗定信の貢献(三) 家齊の人物(四) 家齊の治世(四) 支持力失墜(五)

二 幕府の危機……………五

抵抗し難き時代潮流(五) 第一困難は世襲制(五) 一貫せる世襲制(六) 世襲制の安全瓣(七) 第二困難は常設軍事組織(七) 常設軍事組織の無理(八) 武士偏重の名にて金錢偏重(八) 小手のきかぬ幕府(八) 泰平無事の爲め辛く存在(九)

三 勤王思想と對外思想……………一〇

重大問題の湧出(一〇) 幕府根本主義の動搖(一〇) 幾多の高山正之(一一) 鎖國制度の大脅威(一一) 尊王論と國防論との抱合(一二) 寛政三奇士と各自の立場(一三)

四 當時の氣運……………一四

思設けぬ擾亂者(一四) 時勢推移の力(一四) 領内支配力亦制限あり(一五) 偶然の勢力(一五) 意外實は當然(一六) 意外亦順序次第あり(一六) 藪から棒に非ず(一六) 勤王運動も時代の力(一七)

第二章 對露思想の勃興……………一八

五 工藤平助の對露策……………一八

有識者の對外策注意(一八) 平助の加模西葛杜加記(一八) 平助の主張(一九) 對露交易の力を以て蝦夷開發(一九) 我國力増加蝦夷に在り(二〇) 蝦夷注意の必要(二〇) 蝦夷地開拓論の先進者(二一) 平助の著目理由(二一) 註 蝦夷取締の嚴令〔天保集成絲綸錄〕……………二二

六 林子平と三國通覽……………二三

子平の父(二三) 子平著書の評判を得し理由(二三) 子平知識の源泉(二四) 三國通覽の内容(二四) 著述の趣旨(二四) 兵要三國地誌(二五) 著述の依據(二五) 長崎仕入の知識(二六)

七 林子平と海國兵談(一)……………二六

三國通覽と海國兵談との關係(二七) 海國兵談の起稿(二七) 平助序文(二七) 所謂海國國策(二八) 從來軍法の劃據的(二九) 統一的日本觀念(二九) 海國兵談出來の因由(二九)

八 林子平と海國兵談(二)……………三〇

子平海防の對象(三一) 子平の唐山觀(三一) 一個の史眼(三二) 清朝觀(三二) 替世の論述(三二) 清國來寇の恐(三三) 露國の患(三三) ハンペンヤロ(三四) 痛切に警省す(三四)

九 林子平と海國兵談(三)……………三四

露國を慮る一層切要(三五) 日本支那軍制比較(三五) 歐羅巴軍戰(三六) 歐洲

諸國の外國對象(三六) 子平の所謂武備(三七) 時人の迂遠を笑ふ(三七) 海岸隨所の武備を主張(三八)

二〇 林子平と海國兵談(四)……………三八

子平の沿岸防備論(三八) 江戸灣口の防備(三九) 是れ武備中の武備(四〇) 是れ眞理中の眞理(四〇) 支那倭寇防備と異なる所以(四〇) 只だ海防大主義は同じ(四一) 通覽と兵談との關係(四一) 攻防兩用の書(四二) 子平の新知識(四二)

二一 林子平は何故に罪を得たる乎(一)……………四三

得罪の理由如何(四三) 一見奇怪(四三) 必ずしも言論不自由ならず(四四) 松平定信の時論者寛納(四四) 建白ならば禍なからん(四四) 禍因宣傳にあり(四五) 言を當世に危うす(四五) 天下と公論を欲す(四六) 子平の心魂傾注(四六)

二二 林子平は何故に罪を得たる乎(二)……………四七

子平意見吐露の機(四七) 中山大納言に外警を説く(四七) 定信に意見具申(四八) 止むを得ず天下に吐露(四八) 子平の意氣と板木没收(四九) 幕府の立場より見たる治安妨害(四九) されど先見の名を得(五〇)

註 永蟄居中の林子平 (楓軒偶記)……………五〇

二三 江戸灣の咽喉巡見……………五二

定信の海防注意(五二) 時代精神を解する保守的政治家(五二) 江戸灣巡視出發(五二) 人々の歡迎(五三) 亦海防に最善努力す(五三) 亦外國事情に通ず(五四) 定信の知識慾(五五) 紅毛の書を集む(五五) 保守的政治家と批判せらるゝ所以(五五)

二四 松平定信の海防意見……………五六

亦た林子平と同じ(五六) 江戸近海防備の危険(五六) 從來の海防施設(五七) 定信建言要旨(五七) 紀藩漂流手當(五七) 遠國奉行の施設論(五八) 船中訓練建議(五九) 定信海防の見識(六〇)

第三章 本多利明と其の對外思想……………六一

一五 本多利明……………六一

日本開國先進者(六一) 利明の學問(六一) 利明の蝦夷の知識(六一) 定信に意見具申(六一) 利明の著述(六一) 西域物語の目的(六三) 止むに止まれぬ著述

〔六四〕 利明の心配〔六四〕

註 利明の學〔大原反覆論〕……………六五

一六 西域物語(一)……………六五

其の内容〔六五〕 實は世界大勢論〔六六〕 固陋僻見喝破〔六六〕 自ら疚しとせざる學者〔六七〕 支那學深入者の無識〔六七〕 〔歐洲諸強國〔六八〕 利明の眼識〔六八〕 當時の學者頂門の一針〔六九〕

一七 西域物語(二)……………六九

利明意見の面白味〔七〇〕 開國進取論〔七〇〕 石家作り停止の損〔七〇〕 歐洲諸國富強の源因〔七一〕 自然治道〔七一〕 彼亦歐洲買被り〔七二〕 漂著實は著岸〔七二〕 破的の言〔七二〕 採長補短の説〔七三〕

註 利明の蘭學〔楓軒偶記〕……………七三

一八 西域物語(三)……………七四

日歐比較〔七四〕 日本武治の所以〔七四〕 西域政治念入の所以〔七五〕 平民政治讚美〔七五〕 西洋かぶれの言〔七五〕 歐羅巴の大國〔七六〕 日本人の無智〔七六〕 苦々敷〔七六〕 松前注意の理由〔七七〕 モスコビヤの蝦夷撫育〔七七〕 ハンペン

ゴロ注進〔七八〕 注進趣意〔七八〕 モスコビヤの勢漸次南侵〔七八〕 深慨知るべし〔七九〕

一九 本多利明と林子平……………七九

利明の急激突飛〔七九〕 子平の蝦夷知識〔八〇〕 蘭人の言を聞く〔八〇〕 子平の蝦夷招諭論〔八一〕 利明に先だつ十二年〔八一〕 兩人共に露國を恐る〔八二〕 露國警報發起の理由〔八三〕 鼓吹第一は子平〔八三〕

二〇 本多利明の經綸……………八四

利明の蝦夷買被り〔八四〕 カムサスカ移都論〔八四〕 日本人口問題〔八五〕 開國進取策の起る理由〔八六〕 商人所領の日本〔八六〕 十六割二百五十六割の出所〔八七〕 カムサスカ經營策〔八七〕 今ぞ蝦夷取戻の秋〔八八〕 社會の影響少し〔八八〕

註 利明の地理學知識〔楓軒偶記〕……………八九

第四章 露國の東侵政策……………九〇

二一 漂流民幸太夫、磯吉(一).....九〇

何時とは無しに閉却(九〇) 小康二十年(九〇) 漂流返還(九〇) 漂流願末(九
一) 駿河沖にて颯に遭ふ(九一) カムチャツトカ漂著(九二) 始めて露人と接
觸(九二) 同類の病死(九三) ペトロパウロヴスタに赴く(九三) 惨たる生活
(九四) 亦た三名病死(九四) チギリスタに赴く(九四)

二三 漂流民幸太夫、磯吉(二).....九四

イルクツクに赴く(九四) 途中の困難(九五) ヤルクーツク著(九五) イルクツ
ク著(九六) 又一人を亡ぶ(九六) 歸國請願容易に許されず(九六) 露都に赴く
(九七) 病氣改宗者出づ(九七) 又病氣改宗者出づ(九八) 病氣と改宗との關係
(九八)

二三 漂流民幸太夫、磯吉(三).....九八

歸國許可(九八) 種々の物品を賜る(九九) 露都にての待遇(九九) 旅費馬車を
賜る(一〇〇) 露都出發(一〇〇) 根室到着(一〇一) 又た一人病死(一〇一)
歸朝僅かに二人(一〇一) 二人露國歸化(一〇一) 日人破天荒の大旅行(一〇二)
註 漂流民御覽之記(蝦夷地初發記).....一〇三

二四 エリク・ラクスマン.....一〇四

露國の漂流送還眞意(一〇四) ラクスマンの東遊(一〇四) 幸太夫一行に遭ふ
(一〇五) ラクスマンの運動(一〇五) ラクスマン建官の證(一〇六) エカテリ
ナ女帝の野望(一〇六)

二五 エカテリナ女帝の勅書.....一〇七

女帝勅書を賜はる(一〇七) 勅書大意(一〇八) 其の項目(一〇八) 船員雇備
(一〇八) 英蘭忌避理由(一〇九) 日本事情觀察の命(一〇九) 國交希望の命
(一〇九) 品物奉呈の命(一一〇) 日本品購買の命(一一〇) 歸化日本人處置の
命(一一一) 幸太夫等への賜品(一一一) 露品携帯(一一一)

二六 エカテリナ號根室に投錨す.....一一二

アダム・ラクスマン(一一二) 父ラクスマン準備の爲オホツク海に向ふ(一一二)
一行人数(一一三) 青年使節派遣理由(一一三) エカテリナ號出船(一一四) 國
後南端投錨(一一四) 根室海岸に移る(一一四) 根室入港(一一五)

第五章 露船渡來.....一一七

二七 幕府の對異國船態度……………一七

異船打拂令の緩和(一一七) 異船取扱方(一一七) 臨機應變の方法(一一八) 長夜の眠より覺めんとす(一一九) 寛政四年邊防令(一二〇) 是れエカテリナ號の刺戟(一二〇) 更に異船處分注意(一二二) 幕府神經漸く過敏(一二二)

二八 エカテリナ號函館に至る……………二二

松前藩届出(一二二) 幕府の指令(一二二) 東北諸藩に出兵を令す(一二三) 松前藩吏の露人待遇(一二三) 根室滞在中のラクスマン(一二四) 幕吏根室に来る(一二四) 一行函館に移る(一二五) 別々に函館入港(一二四) 松前吏人の監視(一二五)

註 露船渡來につき松前藩届書(魯西亞船到着)……………二六

二九 露國使節への諭告(一)……………二七

露使松前に入る(一二七) 幕府使節及び警備兵(一二七) 幕府露使引見(一二七) 書面信牌を渡す(一二八) 諭告書を與ふ(一二八) 通信の拒絶(一二九) 規定外の事總て不許(一三〇) 練りに練りたる評定(一三〇)

三〇 露國使節への諭告(二)……………三一

漂流送還協勞の爲(一三一) 長崎以外一切取上げず(一三二) 信牌なくば通ぜず(一三二) 少しく變則(一三二) 漂流受取狀(一三三) ラクスマン請書(一三三) 外國應對文句の初まり(一三三) 食糧支給(一三四) 其他物品贈答(一三五) 露使歸途に就く(一三五)

三一 松平定信と露使應接……………三六

幕府の眞意(一三六) 定信露使渡來手記(一三六) 言語不通といふは遁辭(一三七) 處置告諭使派遣(一三七) 尾水賛成(一三八) 漂流船處置方(一三八) 漂流強ひて受取らざるも可(一三九) 信牌の事(一三九) 露使書狀(一三九) 從來探査役立つ(一四〇)

第六章 露使レザノフ來朝……………四一

三二 レザノフ來朝の起因……………四一

ラクスマン歸航(一四一) レザノフ來る(一四一) 其の起因(一四二) 露國極東

經營の目的(一四二) 米露漁業會社(一四二) レザノフと漁業會社(一四三) 會社の擴張(一四四) 物資輸送の困難(一四四) 米露漁業會社の建白(一四五) 其の要旨(一四五)

三三 レザノフ全權使節に任せらるる……………一四六

世界週航船購入(一四六) レザノフ任用(一四六) 商務大臣の建言(一四七) レザノフ登用の理由(一四八) レザノフ反抗者(一四八) レザノフに宣旨を賜はる(一四八) 堂々たる使節(一四九)

註 航海準備(奉使日本紀行)……………一五〇

三四 使節への訓令……………一五一

用意周到(一五一) 質問應答の注意(一五二) 露西亞の説明(一五三) 露西亞君主の説明(一五三) 宗教に就ての注意(一五三) 皇帝無上の説明(一五四) 應接の注意(一五五) 儀禮に特に注意(一五五)

三五 訓令及び國書……………一五六

特權擴大の事(一五六) 松前貿易の事(一五六) ウルツプ人仲介交易の事(一五

六) サハリン探検の事(一五六) 日本人とアムル河流域探検(一五七) ミカドと大君の關係説明(一五七) 露國の日本貿易熱望を知る(一五八) 國書の形(一五八) 國書の容器(一五九)

三六 國書の全文……………一六〇

國書全文(一六〇) 露帝自任の責任(一六〇) 前使驛待の御禮(一六〇) 相互利益の交通を欲す(一六一) 使節接近を求む(一六一) 邊境交易を欲す(一六一) 進献の諸品(一六三) 其の要領(一六三)

三七 露船長崎に入る……………一六四

贈物の種類(一六四) 毛皮織物(一六五) 諸細工品(一六六) 使節一行(一六七) 皇帝送別(一六七) 長崎入港(一六八) 日本の豫知(一六八) 露人蘭人の力を借り(一六八) ツーフの上申(一六八)

註 文化元甲子九月六日ヲロシヤ船壹艘長崎渡來之次第(東夷竊々夜話)……………一六九

第七章 長崎奉行の露使取扱……………一七一

三八 露船長崎入港に就き日本側の記事

露船渡來注進(一七二) 信牌差出(一七一) 和蘭加比丹承札(一七二) 漂民津太夫等物語(一七二) 問答概要(一七三) 漂民差出(一七五) 尊大筆法(一七五)

三九 露國側の記事

入港前の状況(一七六) 日本官吏の談話(一七七) 奉行使節來る(一七七) 通譯官とレザノフ會見(一七七) 奉行使者とレザノフ會見(一七八) ツーフ來る(一七八) 蘭人敬禮(一七八) 通詞取次(一七九) 奉行使者質問(一七九) レザノフ答辯(一七九) 銃劍火藥引渡請求(一七九) 露使入港を請ふ(一八〇)

四〇 露船灣内に碇泊す

新鮮食料を贈る(一八〇) 再度會見(一八一) 銃劍携帶許容(一八一) 假國書差出(一八一) 奉行面接延引(一八二) ツーフ來訪(一八二) 露船を安全地に曳く(一八三) 監視船の増加(一八三) 上陸散歩を求む(一八四) 錨地を蘭船舊位置に進む(一八四)

註 ヲロシヤ風説和解(東夷竊々夜話) 一八五

四一 露國使節の長崎滞在

レザノフ陸上療養を許さる(一八六) 其の場所(一八七) 其の住屋(一八八) 番所守備兵(一八七) レザノフ移轉(一八八) 名譽ある捕虜(一八八) 修繕材料提供(一八八) 滞在中のレザノフ(一八八) 日本語字書を編す(一八九) 漂民自殺を企つ(一八九) 漂民引渡さる(一九〇)

四二 日本側より見たる露國の國書

警備人數船船(一九〇) 新舊奉行兩人執務(一九二) 露國書和解の方法(一九二) 役に立たぬ日本語知識(一九二) 國書和解本文(一九二) 先年使節の歡待を謝す(一九二) 漂流人連渡(一九三) 交易懇願(一九三) 貢物(一九四) 和解者(一九五)

四三 日本側より見たる露使の接待

長崎奉行何出(一九六) 何書中の滑稽(一九七) レザノフ上陸許可に就き何ひ(一九七) 散歩場を説く(一九八) 船體修補上陸許可言上(一九九) 南蠻取扱調査の命(一九九) 取締緩和(二〇〇)

註 梅ヶ崎上陸許可申達(通航一覽) 二〇一

四四 江戸幕閣よりの命令……………二〇二

幕府指令到着〔二〇二〕 通信交易謝絶〔二〇二〕 遠山金四郎差遣〔二〇二〕 使命
開札の件〔二〇二〕 信牌取戻しの事〔二〇三〕 應待方法〔二〇四〕 呼出道中警固
の事〔二〇四〕 漂流人受取の事〔二〇四〕 薪水支給の事〔二〇五〕 召諭の準備
〔二〇六〕

第八章 幕吏と露使との會見……………二〇七

四五 第一回の會見……………二〇七

幕府の方針〔二〇七〕 柴栗山等の意見〔二〇七〕 總て穩便主義〔二〇八〕 氣根籠
へ〔二〇八〕 書翰不受理の理由説明方〔二〇八〕 何れも同意見〔二〇九〕 遠山金
四郎長崎著〔二〇九〕 露使接見〔二一〇〕 露使出頭の模様〔二一〇〕 沿道の警戒
〔二一一〕

註 露使引見準備命令〔増補長崎略史〕……………二一一

四六 會見の内容……………二二二

日本側の記事〔二二二〕 接見模様〔二二三〕 最初の會話〔二二三〕 會見所の有様
〔二二四〕 露國側所記〔二二四〕 レザノフ著席〔二二五〕 日本官吏開口〔二二五〕
回答要旨〔二二五〕 露使の當惑憤慨〔二二六〕

四七 レザノフ自らの所記……………二二六

露使失敗〔二二六〕 日本官憲の會議繰延申出〔二二七〕 茶菓子饗應を辭退す〔二
一七〕 太田南畝のレザノフ評〔二二八〕 レザノフの傲慢不遜〔二一九〕 レザノ
フ事々日本人と衝突〔二一九〕 彼の態度〔二二〇〕 出發時の訓令に従はず〔二二
〇〕

四八 第二回の會見(一)……………二二二

教諭書及奉行諭書讀開かせ〔二二二〕 露使不承伏〔二二二〕 教諭書本文〔二二三〕
通商禁止の理由〔二二三〕 貿易は國計の善にあらず〔二二三〕 切の字に注意〔二
二三〕

四九 第二回の會見(二)……………二二四

奉行諭書讀開かせ〔二二四〕 其の本文〔二二五〕 金四郎申渡〔二二六〕 眞綿薪水
支給〔二二六〕 捨切手希望〔二二六〕 露貢物通詞等に受納せしむ〔二二七〕 露使

日本品受納(二二八) 註 司馬江漢の對露意見(春波樓筆記)……………二二九

五〇 第三回の會見……………二二九

露使申出(二二九) 日本贈品の御禮(二三〇) 奉行挨拶(二三〇) 露使退座(二三一) 漂民受取(二三二) 連名上申(二三二) 露使歸帆(二三二) 沿海大名に布達(二三三) 時宜に應じ打拂を命ず(二三四) 是より北變多事(二三四) 註 露 船 出 帆(道聽塗説)……………二三四

五一 使命失敗に就て露人側の觀察……………二三六

レザノフ日記第二回會見(二三六) 日本の拒絶(二三六) レザノフ颶風避難の請求(二三七) 第三回會見(二三七) 公方給與の物品を受く(二三八) レザノフ失敗の原因(二三八) ツーアの陰謀(二三九) 實力の不足(二三九)

第九章 幕府の北方經營策……………二四〇

五二 北方に於ける幕閣の施設……………二四〇

北方の憂愈々較著(二四〇) 最上徳内等の面會(二四〇) 十字架建立(二四一) 寛政十年幕使派遣(二四一) 松平忠明に蝦夷警衛を命ず(二四二) 石川羽太等に警衛を命ず(二四二) 蝦夷取締命令(二四二) 蝦夷人教育(二四三) 松前氏へ布達(二四四) 七箇年間御用地(二四四) 幕府漸く覺醒(二四五)

五三 ウルップ島とエトロウ島……………二四五

エトロウ島とウルップ島(二四五) エトロウ經營(二四六) 土人の生活(二四七) 食物(二四七) 土民の救済(二四八) 高田屋嘉兵衛の航路探検(二四八) 辰悦丸エトロウ著(二四九) 漁場新開(二四九) 嘉兵衛を定雇船頭とす(二四九) 將來の葛藤地帯(二五〇)

五四 蝦夷地を擧げて幕府の直轄とす……………二五〇

奉行新設(二五〇) 松前氏へ申渡(二五一) 奉行の訓示(二五二) 蝦夷地全部上地(二五三) 松前氏に替地を賜ふ(二五三) 松前美作處罰(二五四) 道廣處罰の理由(二五四) 鈴船の研究(二五五) 道廣の氣力(二五五) 豪爽(二五五) 吏人の讒訴(二五五)

第十章 露船樺太擇捉を侵す……………二五七

目次

五五 露人我が北邊を騒がす(一)……………二五七

レザノフの死(二五七) クルセンステルンの樺太侵略論(二五七) 武力必勝論(二五八) アイヌ統治の方法(二五八) 樺太侵略企圖理由(二五九) 露人の樺太暴掠(二五九) 松前氏注進(二五九) 幕閣の警愕(二六〇) 掠奪始末(二六〇) 註 文化丙寅九月魯西亞人、蝦夷地唐太島江殘 置候銅札之和解〔蝦夷紀聞〕……………二六一

五六 露人我が北邊を騒がす(二)……………二六二

再び暴掠(二六二) 羽太上申(二六二) 銃砲戦を交ゆ(二六三) 我兵退却(二六三) 守兵増遣(二六四) 南部氏へ出兵命令(二六五) 佐竹氏出兵(二六五) 酒井氏出兵(二六五) 仙臺藩へ出兵令(二六六)

五七 北邊騷擾と人心の動搖……………二六七

史僚特派(二六七) 堀田正敦出發(二六八) 江戸人心の不安(二六八) 種々なる風評(二六八) 天變地異(二六九) 我國を窺ふの心(二六九) 弘安文永の前列(二七〇) 以來日本の夜魔(二七一)

五八 幕府愈よ北地の防備に務む……………二七一

文化四年の來航(二七一) 書狀文言(二七二) 我を威嚇す(二七二) 奉行支配調役の返事(二七三) 露人書狀江戸進達(二七四) 愈々北邊警備を嚴にす(二七四) 松前奉行(二七五)

註 露船打拂令〔天保集成絲綸錄〕……………二七五

五九 國後島に於て日本人ゴローウインを生捕る ……二七五

松前奉行變改(二七六) 羽太正養申渡(二七七) 戸川安倫申渡(二七七) 識者はより對外考慮(二七八) ゴローウイン國後上陸(二七八) ゴローウイン一行を捕ふ(二七八) 暫く火炮を發す(二七九) 一行上陸(二八〇) 糧米を請ふ(二八〇) 歸船を許さず(二八一)

六〇 ゴローウイン彼自身の所記……………二八二

其の自記(二八二) ゴローウイン上陸の状況(二八二) 端艇引揚(二八二) 陣屋の模様(二八二) 日本人中抜刀の者あり(二八三) 次官長官私語(二八三) 饗應を受く(二八四) 人質請求(二八四) ゴの拒絶(二八四) 日本長官の憤怒(二八五) 一行遁出(二八五) 一行就縛(二八五)

六一 ゴローウイン等松前に拘囚せらるる……………二八六
 一行送致(二八六) 警衛の殿(二八七) 審問(二八七) 松前に送る(二八七) ギ
 の嘆願書(二八八) 容赦なく打拂を令す(二八九) 露人逃出現就捕(二八九) 松
 前拘囚(二九〇)

第十一章 高田屋嘉兵衛……………二九一

六二 高田屋嘉兵衛露人に捕はる……………二九一
 嘉兵衛就捕の状況(二九一) 嘉兵衛の出身(二九一) リコールドのゴ等救済手段
 (二九二) 親世丸捕はる(二九二) 嘉兵衛の態度(二九三) 書を國後役人に送る
 (二九四)
 註 高田屋嘉兵衛の意氣(甲子夜話續編)……………二九五
 六三 露人の見たる高田屋嘉兵衛……………二九五
 水手四人を伴なふ(二九六) 嘉兵衛の服装(二九六) 日本人襲撃を止む(二九六)
 嘉兵衛の勇氣(二九七) 嘉兵衛リコールドの首を祖ふ(二九七) 嘉兵衛露語學習

六四 高田屋嘉兵衛國後に歸る……………二九九
 嘉兵衛一度諦め(二九九) 嘉兵衛送還に決す(三〇〇) クナヅリ歸航(三〇〇)
 リコールドの威嚇(三〇一) 嘉兵衛廣言(三〇一) 嘉兵衛決心(三〇二) 嘉兵衛
 を上陸せしめんとす(三〇二) 嘉兵衛上陸せず(三〇三)

六五 高田屋嘉兵衛國後に上陸す……………三〇三
 上陸當時の光景(三〇三) 嘉兵衛壯語(三〇四) 自殺の決心を語る(三〇四) リ
 コールド殺害の心をも打明く(三〇五) 陰險をなさず(三〇五) 二水夫奉公の書
 状を持ち來る(三〇六) 嘉兵衛リコールド誓約(三〇六) 嘉兵衛上陸(三〇七)
 リコールド感嘆(三〇七) 嘉兵衛周旋(三〇七)

六六 露人釋放の進行……………三〇八
 俘囚返還願(三〇八) 日本論書(三〇九) 前年露人の惡業(三〇九) 露船歸帆
 (三一〇) 囚人申渡(三一〇)

六七 露人の俘囚等釋放せらる……………三一三

ヲホツカ役人の書簡差出(三一三) 露人亂妨の辯解(三一三) 露政府の亂妨人處罰(三一三) 愈々釋放(三一三) 其の論書(三一四) 通信互市決して許さず(三一四) 奉行吟味役示達(三一五) 更に交易を斷る(三一六) 註 俘囚引渡狀況(遺厄日本紀事附録)……………三一六

六八 日露葛藤の解決……………三一七
 嘉兵衛の功績(三一八) 一挿話(三一八) 通譯者キセレフ(三一八) 全く露人として通過(三一九) 通詞村上貞助(三二〇) 上原熊次郎(三二〇) 嘉兵衛の氣前(三二〇) 日本人の囚人所有品取扱(三二一) 釋放は人道上の感情(三二一) 囚人送別(三二二) ゴローウインの好感(三二二)

第十二章 諸有志者の對露意見……………三二四

六九 對露の諸策……………三二四
 日本國民の覺醒(三二四) 種々なる意見(三二四) 露國に對する日本人心(三二五) 夢醒の如く思ふ(三二五) 赤鬼の如く思ふ(三二六) 恐怖敵愾心切實となる(三二七)

七〇 蝦夷地放却の意見(一)……………三二七

中井履軒の邊策(三二七) 四面環海(三二八) 唯恐るべきは北地(三二八) 蝦夷の不毛を幸福とす(三二九) 蝦夷は緩衝地帯(三二九) 蝦夷開拓の不利(三三〇) 履軒の説の誤謬(三三〇) 羽太正養の辯駁(三三一)

七一 蝦夷地放却の意見(二)……………三三一

履軒の開拓論辯駁(三三二) 子平徳内等を斥く(三三二) 是れ事實無視の論辯(三三三) 履軒の三國通覽辯駁(三三三) 北地貿易に反對(三三三) 夷狄をあしらふ法(三三四) 事實看過の論(三三五)

七二 杉田玄白の對露策(一)……………三三六

對露意見愈々緊切(三三六) 玄白の二方策(三三六) 交易御免の不面目(三三六) 一戰論(三三七) されど武道の衰を如何(三三七) 武藝嗜みの人(三三七) 武士の役者化(三三八) 内々商賣(三三八) 旗本に譜代の臣無し(三三九) 大名すり切れ(三三九)

註 御大切の時節到來(野叟獨語)……………三四〇

七三 杉田玄白の對露策(二)……………三四一

玄白の言の如し(三四一) 玄白の露國觀(三四一) 勝利覺束無し(三四二) 穩便
事濟の法(三四二) 海外の形勢(三四二) 國內の形勢(三四三) 結論(三四三)
一時的交易許可論(三四四) 其間に準備(三四四)

七四 平山行藏の上書(一)……………三四五

玄白意見要約(三四五) 玄白と反對(三四五) 行藏の慷慨(三四五) 奸民頑徒を
用ひん(三四六) 實行方法(三四六) 行藏の眼目(三四七) 其の抱負(三四七)
吏人共鳴せざらむ(三四八)

七五 平山行藏の上書(二)……………三四九

通商不可論(三四九) 露國の示威(三四九) 平山一人の私言(三五〇) 今日の失
計(三五〇) 平山の言當る(三五〇) 夷狄は人に非ず(三五二) 守禦の要(三五
一) 通商許可の害(三五二) 瓦解の勢成らん(三五二) 虜軍一掃論(三五二)

七六 蒲生君平の意見書……………三五三

君平の立脚地(三五三) 君平の上書(三五四) 變徵天に顯はる(三五四) 林子平

七七 柴栗山と平山行藏……………三五八

覺醒の警拆(三五八) 栗山の焦心(三五八) 栗山行藏に會見を求む(三五八) 行
藏の謝絶(三五九) 栗山再び會見を求む(三六〇) 從士横野を遣る(三六〇) 漸
く會見(三六〇) 行藏悔恨(三六一) 栗山の意氣(三六一) 栗山深慮知るべし
(三六一)

第十三章 英船來航……………三六三

七八 英船長崎に來りて狼藉す……………三六三

英船關人を捕ふ(三六三) 港内乗廻し狼藉(三六三) 英船申出(三六四) 英人威
嚇(三六四) 長崎人心恐怖(三六四) 願ひの品を與ふ(三六五) 燒討の備を爲す
(三六五) 英船出帆(三六五) 幕府の威信を傷く(三六六)
註 英船フェートン號來る(増補長崎略史)……………三六六

七九 長崎奉行松平康英の切腹……………三六八

康英の責任自殺(三六八) 五ヶ條書付(三六八) 柔弱の扱(三六八) 港内に乗入
らる(三六八) 番所手簿(三六九) 焼打不手廻(三六九) 今後大身選定希望(三
七〇) 鍋島へ仰渡(三七一) 長崎の評判(三七一) 鍋島家老以下切腹(三七二)

八〇 外人の記事……………三七二

防備不十分(三七二) 英艦フェトン(三七三) 諸役人恐慌(三七三) 港内闖入
(三七三) 奉行赫怒(三七三) 番所の戊卒用を成さず(三七四) 蘭人取返し
(三七四) 英船抑留策(三七五) 蘭人釋放(三七五) 英船焼打策の失敗(三七五)
悲劇を以て結末(三七五) 公平の觀察(三七六)

八一 東洋貿易に於ける英蘭兩國勢力の消長(一)……………三七六

歐州局面の一變(三七六) 和蘭佛國に併さる(三七七) 英國の和蘭通商打撃(三
七七) 蘭船米國旗の下に航海(三七七) エリザ號(三七八) エリザ號の入港許
可(三七八) 米船フランクラン號(三七八) ステワート捕縛(三七九) ステワー
トの再來(三八〇)

八二 東洋貿易に於ける英蘭兩國勢力の消長(二)……………三八〇

和蘭商館長の抗議(三八〇) ステワルトの請願(三八一) 近年來航多くは米船
(三八二) 露米商會船エクリプス號(三八二) ツーフ意見書(三八三) 英船渡來
の目的(三八三) 英露兩國示し合せ(三八四) 眉唾もの(三八四)

八三 出島に於ける蘭館の困厄……………三八五

和蘭商會最後の船(三八五) 商館員の困難(三八五) 日本人の厚情(三八五) 救
済の経費(三八六) 意外事變(三八六) 英國の蘭領植民地脅威(三八六) ミント
卿(三八七) 瓜哇征伐の企て(三八七) 瓜哇征服(三八八)

八四 英人出島を奪はんとす……………三八九

ラツフルスの計畫(三八九) 通商開始方法(三九〇) 實行促進(三九〇) 蘭人ワ
ルデナール登用(三九〇) ワルデナール長崎に至る(三九一) 瓜哇副知事の手書
ツーフに與ふ(三九一) ツーフの拒絶(三九二)
註 ラツフルスの日本貿易計企(ツーフと日本)……………三九三

八五 ツーフの苦計……………三九四

ツーフの勇略(三九四) ワルデナールを威嚇す(三九四) 通詞等に現状を語らんとす(三九五) ワルデナールの恐怖(三九五) 通詞等の恐怖(三九五) ツーフの秘密策(三九六) 商館救済策(三九六) 一舉兩得策(三九六) ワルデナール等の歸帆(三九七)

八六 英人の再舉失敗す……………三九八

二英船の歸港報告(三九八) ラツファルスの決心(三九八) 日本遣使の事(三九九) ラツファルスの出島乗取策(三九九) カツサ長崎に来る(四〇〇) ツーフ依然強硬(四〇一) ツーフのカツサ逆用(四〇一) 蘭商館遂に安全(三〇二)

第十四章 高山彦九郎(一)……………四〇三

八七 尊皇主義の鼓吹……………四〇三

鎮國制度の危機(四〇三) 將軍本位制亦危し(四〇三) 尊皇思想漸次濃厚(四〇四) 朱子學の影響(四〇四) 朱子學者中の正名論者(四〇五) 共主と爲すの不可(四〇六) 國典の研究(四〇六)

八八 尊皇思想の權化としての高山正之……………四〇七

寛政三奇士(四〇七) 尊皇思想の宣教師(四〇七) 高山の人と爲り(四〇八) 高山の思想傳播力(四〇八) 高山の遊歴(四〇九) 高山の事功(四〇九) 高山の感激性(四一〇) 高山の胸襟(四一〇)

八九 高山彦九郎の素生と成立……………四一一

高山の父祖(四一一) 高山の思想の根源(四一一) 京都に出奔(四一一) 京都との關係(四一二) 高山の交友(四一三) 茶山の高山觀(四一三) 再度の遊歴(四一四)

註 高山正之の容貌(高山芳躅志)……………四一四

九〇 第二回の上京……………四一五

其の行程(四一五) 見る所の人(四一六) 重なる目的(四一六) 高山の奇矯(四一七) 意氣豪宕(四一七) 閑谷齋に寫書(四一八) 節季の夜旅出(四一八) 山賊を嚇す(四一八)

九一 第三回の上京……………四二〇

春水の勸告(四二〇) 竹山栗山亦た勸告(四二〇) 先輩皆耕讀を勸む(四二二) 江戸より上州一揆に驅付く(四二二) 三度京都に出づ(四二二) 慷慨自ら裁する

能はず(四二三) 春水の激動(四二三)

九二 高山彦九郎と皇居參拜……………四二四

有意義の上京(四二四) 三條橋上の拜跪(四二四) 禁門前の敬拜(四二五) 御節會大禮を観る(四二五) 残る所なく拜見(四二六) 祖母への書簡(四二七) 節分御大豆頂戴(四二七)

九三 京都に於ける興學の運動……………四二八

竹山の參與(四二八) 建學私議(四二九) 建學難關(四二九) 彦九郎の斡旋(四三〇) 高辻家へ入門せんとす(四三一) 斡旋徒勞(四三二)

九四 興學の目的如何……………四三二

高山交友廣汎(四三二) 竹山の學流(四三三) 徂徠山崎派の攻撃(四三三) 山崎派忌縁理由(四三三) 竹山として尤の申分(四三四) 彦九郎本志とは別(四三五) 竹山心配亦當然(四三五) 遂に不成功(四三六)

九五 江戸に於ける彦九郎……………四三六

祖母の喪に服す(四三六) 江戸より徴さる(四三七) 賞も罰も無し(四三七) 正

之を中てんとする者(四三七) 兄と不和(四三八) 數月間押籠め(四三八) 有司邸に講釋(四三八) 苗字帯刀許可(四三九) 交友の失望(四三九) 江戸滞在中の交友(四四〇) 定信新政謳歌(四四〇) 註 彦九郎祖母の喪に服す(假名世説)……………四四一

第十五章 高山彦九郎(二)……………四四二

九六 彦九郎の東北遊……………四四二

兄と不和の影響(四四二) 一家の爲め厄介物(四四二) 兄の不平(四四二) 彦九郎精神上の重荷(四四三) 兄の横逆(四四三) 北遊思立(四四四) 水戸人士との交遊(四四四) 藤田一正との交際(四四四) 長久保赤水の送別(四四五) 松前を経て京都に向ふ(四四六)

註 彦九郎長久保赤水に與ふる書(上野人物志より)……………四四七

九七 四回目の京遊……………四四七

天下の上に不平無し(四四七) 内裏炎上の歌(四四八) 定信の内裏造替(四四八) 彦九郎感激(四四八) 縁毛龜を得(四四九) 文治の兆(四五〇) 縁毛龜圖の配布

〔四五〇〕 天額を拜す〔四五二〕
註 彦九郎天額を拜す〔甲子夜話續編〕……………四五二

九八 彦九郎の九州下り……………四五二

鹿兒島に赴く〔四五三〕 西下の目的〔四五三〕 所謂行脚の爲〔四五四〕 熊本に著
〔四五四〕 孤山の塾を主とす〔四五五〕 當時の時習館〔四五六〕 富田大淵〔四五
六〕 逐年皇運隆興〔四五六〕

九九 高山彦九郎と富田大鳳……………四五七

富田大鳳〔四五七〕 大鳳の人物性行〔四五八〕 大鳳の勤王心〔四五九〕 大鳳の奇
行〔四九九〕 大鳳の著述〔四九九〕 彦九郎との關係〔四六〇〕 文治的尊皇心〔四
六〇〕 大鳳勤王心の由来〔四六一〕

註 高山彦九郎と唐崎常陸介〔楓軒偶記〕……………四六二

一〇〇 彦九郎鹿兒島より再び熊本に入る……………四六二

鹿兒島行目的〔四六二〕 行旅一般的目的〔四六三〕 志皇室興隆にあり〔四六三〕
鹿兒島に於ける行事〔四六四〕 四國に渡らんとす〔四六五〕 再び熊本に入る〔四
六五〕 鹿兒島に於ける日記〔四六五〕 熊本再遊の次第〔四六五〕 熊本再遊の目

的〔四六六〕 熊本の交友〔四六六〕 諸士羅迎〔四六七〕

一〇一 高本紫溟と高山彦九郎(一)……………四六七

概ね紫溟の家に居る〔四六八〕 紫溟との關係〔四六八〕 當時の熊本文學〔四六八〕
所謂三博士〔四六八〕 紫溟の學〔四六九〕 所謂五品〔四六九〕 敬君第一〔四七〇〕
親子第二〔四七〇〕 夫婦第三〔四七〇〕 長幼第四〔四七一〕 朋友第五〔四七一〕

一〇二 高本紫溟と高山彦九郎(二)……………四七一

五倫一貫〔四七二〕 形と物とは異なり〔四七二〕 異形異物の詳審を要す〔四七三〕
孔子も周に従ふ〔四七三〕 日本の餘〔四七四〕 長瀬眞幸を讃す〔四七四〕 紫溟の
美點〔四七五〕 彦九郎の親交の所以〔四七五〕

一〇三 高本紫溟と高山彦九郎(三)……………四七六

紫溟彦九郎唱和〔四七六〕 彦九郎懐惱の種〔四七七〕 兩人贈答歌〔四七七〕 妾終
る夢を見る〔四七八〕 顯妣を拜す〔四七八〕 藪孤山に入る〔四七九〕 紫溟と衣を
換ふ〔四七九〕 熊本發〔四八〇〕 相良に赴く〔四八一〕

一〇四 高山彦九郎の切腹……………四八一

久留米に於て自殺〔四八一〕 久留米遊三回〔四八一〕 彦九郎と樺島石梁との關係〔四八二〕 寛政五年急遽上京〔四八二〕 また久留米に還る〔四八三〕 何を以てか謝せん〔四八三〕 居措常に異〔四八三〕 遊記等を破る〔四八四〕 衝逆甚だし〔四八四〕 切腹〔四八五〕 心事顛倒の慚憤〔四八五〕

註 高山彦九郎の自殺〔蕉齋筆記〕……………四八六

一〇五 高山彦九郎の自死と尊皇主義の宣傳……………四八七

切腹當時の状況〔四八七〕 遺言〔四八七〕 帝都並故國を拜す〔四八八〕 携帶品怪むべきなし〔四八八〕 享年四十七歳〔四八九〕 所謂狂簡の徒〔四八九〕 尊皇運動の豫言者宣傳者〔四八九〕 尊皇主義宣布第一功績〔四九〇〕 徒死ならず〔四九一〕

第十六章 蒲生君平……………四九二

一〇六 本居宣長の尊皇思想……………四九二

尊皇思想の進歩〔四九二〕 名分論の流行〔四九二〕 されど討幕論者なし〔四九三〕 國學者の名分論〔四九三〕 宣長の思想〔四九三〕 然かも尙ほ將軍政治謳歌〔四九四〕 家康の勳功〔四九四〕 自然に天照大神の御心に協ふ〔四九五〕 朝幕兩立の

見〔四九六〕

一〇七 蒲生君平……………四九六

彦九郎と年齢の相違〔四九六〕 氏郷末業と稱す〔四九六〕 君平の志〔四九七〕 旅行家にして學究〔四九七〕 行實〔四九七〕 尤も山陵の荒廢を傷む〔四九八〕 不恤緯編述〔四九九〕 職官志編述〔四九九〕 其の配偶〔四九九〕

註 蒲生君平の生立〔兔園小説〕……………五〇〇

一〇八 蒲生君年と山陵志……………五〇一

君平の對幕思想〔五〇一〕 山陵志の價值〔五〇二〕 山陵問題の先進者〔五〇二〕 廣澤の業〔五〇二〕 松下見林の志〔五〇三〕 盜賊陵を發く〔五〇三〕 前王廟陵記〔五〇四〕 山陵志出版〔五〇四〕 君平の功と時勢の變〔五〇五〕

一〇九 蒲生君平と朝廷及び幕府……………五〇五

朝幕兩立尊敬論〔五〇五〕 蒲生の講學約束〔五〇六〕 海内同軌〔五〇六〕 東祖の功烈〔五〇七〕 征夷大使に賜ふ詔旨に擬す〔五〇七〕 東都論〔五〇八〕 寧ろ白石と同思想〔五〇八〕 白石を評す〔五〇九〕 幕府謳歌〔五〇九〕 大義の闡明〔五〇九〕

一一〇 蒲生君平と幕罪略(一)……………五二〇

山陵志釋明(五一〇) 林祭酒の取なし(五一〇) 谷幕罪略にあるか(五一) 幕罪略は時代精神(五一) 幕罪略本文(五一) 大阪追討院宣(五一) 親王を下にす(五一) 功罪是非(五一) 倒幕説流行前兆(五一)

一一一 蒲生君平と幕罪略(二)……………五二四

御陵鹿略(五一) 狭少禁中に天皇を禁錮(五一) 親王人質(五一) 神國民を胡僧宗門に入る(五一) 幕罪略筆者(五一) 倒幕思想醜態(五一)

第十七章 光格天皇……………五二九

一二二 光格天皇と將軍家齊……………五二九

光格天皇の御人格(五一) 志士の書籍叢覽(五一) 皇權恢復御熱心(五一) 天皇の御一念(五一) 東西一致の點(五一) 光格天皇御在位年代(五一) 家齊治世と略同じ(五一) 家齊治世と後半世(五一) 志士憤慨の情沸騰(五二) 尊皇教本山たるの觀あり(五二)

一二三 光格天皇の御聖德……………五二三

光格天皇の御學問(五二) 天皇の御志(五二) 天皇御消息(五二) 人君は仁を本とす(五二) 恕の字(五二) 年來の宿願成就(五二) 天下萬民を先とす(五二) 正直、仁惠、誠信、第一の事(五二) 一雨祈願(五二) 情理兼至れる宸諭(五二)

註 光格天皇御諡號〔實久卿記〕……………五二八

年表並人物概覽

其一年表……………一一一

其二 人物概覽……………一二四

索引……………一二二

挿入繪圖

- 一 林子平畫像……………卷首
- 一 和蘭人饗宴圖(七)林子平と海國兵談……………二六
- 一 フロシヤ人の圖(三七)露船長崎に入る……………一六四
- 一 高山彦九郎畫像(八八)尊皇思想の權化としての高山正之……………四〇七
- 一 蒲生君平畫像(一〇七)蒲生君平……………四九六

近世日本
國民史
幕府分解接近時代

蘇峰學人

第壹章 幕府瓦解の勢成る

【一】土崩瓦解の勢

大正十四年九月廿二日午前六時、東京近郊大森の山王草堂に於て、幕府分解接近時代の稿を起す。秋氣乾坤に滿ち、心境轉た肅清。

幕府繁昌の満潮期

賴山陽は、日本外史の筆を、將軍家齊の太政大臣拜命に絶ち、蓋し武門の天下

第一章 一 土崩瓦解の勢

一



時代の潮流の威力

幕府の衝動の一

を平治する、是に至りて、其盛を極むと云うてゐる。盛を極むるの裏面には、衰に向ふを意味しないこともない。何れにしても家齊時代は、元祿以後に於ける、徳川幕府繁昌の満潮期にして、既に退潮となつて來た。

時代の潮流には、何人も抵抗し難い。流石に子孫千歳の謀を臨したる家康も、之を如何ともする能はずだ。亦た家康の遺猷を紹ぎ、再び幕府の紀綱の廢弛を緊肅にし、舊來の制度に大活力を注入したる八代將軍吉宗も、又た其孫たる賢宰相松平定信も、之を如何ともする能はなかつた。

徳川幕府は、先づ三代家光と、四代家綱の間に、一衝動を起した。所謂主幼臣疑の場合、幸ひに當時保科正之、酒井忠勝の徒ありて、能く其の威信を保つを得た。五代綱吉に至りて、徳川氏の天下に臨む權勢は、復舊と云はん乎、増大と云はん乎。其の思ひ切りて違法の大名を處分し、改易を斷行したる、殆んど天下の大小名を戰栗せしむるものがあつた。然も中年以降、綱吉の政治は、何となく唐の玄宗の開元期より、天寶期に移る趣きがあつた。

三たびの衝動

吉宗定信の貢獻

家宣に至りて、聊か其の弊政を矯めんとしたが、却て文飾政治を用ひ、江戸を京都化せんとし、徳川幕府の始祖家康の遺法を、根本的に變更せんとした。七代家繼に至りて、幕府は再び衝動を來たした。然も八代吉宗に至りて、幕府は面目を一變して、立派に復舊した。然も家重、家治、所謂る田沼時代に至り、三たび衝動を來たした。其の衝動や、前者の比ではなかつた。

此に於て、上下の輿望は期せずして、松平定信の登用に一致した。定信は必ずしも將軍の拔擢と云ふでなく、尾水や、一橋の推薦と云ふでなく、實に天下の公論によりて、選出せられたる賢宰相であつた。彼が前代の非政を矯正したるは、其の祖父吉宗のそれに比して、異曲同巧と云ふも、差支あるまい。但だ吉宗は將軍であり、彼は老中である。此れが爲めに、互ひに其の位地相當の便宜もあり、不便宜もあつたであらう。吾人は今茲に兩人の幕政に貢獻したる、優劣を判せんとする者ではない。然も一は將軍として、他は老中として、各自其の最善を竭したと云ふに異論はない。

家齊の人

家齊時代に至りては、更らに寛政革新の餘勢により、然も其の執政者も、先づ概して定信の推薦したる同志者であつたれば、定信當途の舊を守りて、敢て多く失ふ所なかつた。然も家齊は決して其の曾祖父吉宗の如き賢君ではなかつた。彼は決して凡庸の君主ではなかつたが、定信の手を離れて以來、漸く一種の氣儘、我儘の増長、漢となつた。彼には綱吉程の英雄的氣魄も、狂的脱線振りもなかつたが、自から泰平に陶醉して、其の脚下には、既に幕府の分解作用が、漸く出で來らんとするを、夢にだも氣付かなかつた。未だ知らず、彼は仕合者であつた乎、將た不仕合者であつた乎。

家齊の治世

家齊は徳川家の歴代に於て、最も長く將軍職に居た。其の期間、足掛け五十二年、徳川十五代の中に於て、空前絶後であつた。固より十四歳の少年にて、將軍となりたれば、最初の五六年は、姑らく控除するも、然も寛政五年、輔佐役たる定信の手を離れて、全く自立の將軍としても、實に足掛け四十四年に互つてゐる。之を吉宗の三十年在職に比するも、尙ほ十四年を多しとする。

支持力失墜

此の多き期間に於て、徳川幕府は、宛も白蟻より喰はれたる建物の如く、其の外形は依然として、其の内部は、殆んど支持力を失墜しつゝ、進んで來た。一言にして云へば、金城鐵壁の徳川幕府も、土崩瓦解の勢が、既に成りて、未だ動かざる期間であつた。

抵抗時代潮流

假りに松平定信をして、家齊に代りて、將軍たらしむるも、恐らくは時代の潮流に抵抗するは、甚だ困難であつたらう。如何に家康が當時に於て、好都合に仕組んだる制度も、時代が變はれば、到底それを其儘にて維持するは、殆んど不可能である。

第一困難は世襲制

第一の困難は、幕府の根本組織だ。幕府は単一の機關でなく、所謂封建制度

【三】幕府の危機

一貫せる世襲制

の網細工の上に立つ、一の機關であつた。云はゞ社會の上から下まで、世襲制度を以て徹底してゐた。若し將軍のみが、世襲でありて、其他は人材の自由選擇と云ふことならば、自から便法もあらう。されど上は大老より、下は小吏に至る迄、殆んど世襲であり、縦令選擇するも、其の範圍は、所謂其の役目に就く資格ある、世襲の家柄に限るとせば、能者職に在り、賢者位に在ることは、決して容易ではない。

固より養子とか、賄賂とか、家柄や格式の賣買とか、種々の除外例も出来た。而して此の除外例の爲めに、曲りなりにも幕府を維持するとも出来た。而して此れは單に幕府のみならず、其の下にある諸大名も同様であつた。諸大名ばかりでなく、其下にある家老其他も同様であつた。徳川封建制度は、宛も水戸が、其の大塊も、其の微粒も、何れも六角である如く、大より細迄、上から下迄、武士階級の總てを網羅した。而して此れと同時に、世襲制度は、殆んど凡有る職業にも波及した。否な波及したと云はんよりも、何れも相ひ前後して出て來

世襲制の安全瓣

つたと云ふが、適當であるかも知れない。

此の世襲制度は、何かの機會に、爆裂す可き運命を持つてゐた。若し安全瓣が無かつたならば、爆裂の機會は、更らに速度を加へたであらう。されど其の安全瓣は、随分巧妙に行はれてゐた。幕府の最後の舞臺に於ける、役者の總てとは云はぬが、多くは何れも此の安全瓣の恩恵を被りたる、養子であつた。將軍の慶喜、慶喜の父水戸烈公、宇和島の伊達宗城、土佐の山内容堂、越前の松平春岳、何れも養子であつたのは、偶然とは云ひながら、意外であつた。

世襲制度と同時に、幕府の制度の根本的困難は、軍事組織を、平時に適用したことであつた。第一征夷大將軍の名が、軍職を意味する如く、侍は世襲の常備兵、大名は世襲の常備將官、旗本は其の大は將官に伍し、其の小は下士に伍した。兎も角も寛永十四年の島原役より、天保八年の大鹽の騒動迄、二百年間、寸兵尺鐵を動かさずして、此の制度を維持したのは、實に不思議と云ふも愚かである。

第二困難は常設軍の組織

常設軍事組織の無

併し其の制度を維持するには、頗る曲折の無理もし、名實相反する偽善もし、所謂士魂商才でなく、士貌商魂とも云ふ可き、資質を養成するの、已む無きに至らしめた。泰平の時代は、何よりも金持の物言ふ時代だ。如何に素町人となし、大名でも、大大名でも、金持には敵しない。彼等は金持の前に、低頭平身して、其の融通を得ねばならなかつた。此れが爲めに、一方には武士が商人化し、他方には商人が武士化した。云はゞ武士は商人に名を與へて、利を取り、商人は武士に利を與へて、名を取つた。此の名利の交換にて、兎も角も武家の世帯は遣り繰りして來た。

武士偏重の名に於て金錢偏重

此の如く世襲制度は、事實に於ては、階級制度であり、而して其の階級制度は、武士偏重制度であつた。それが二百幾十年の泰平と共に、愈よ其の制度を維持するの困難を極めたのは、武士偏重の仕組の名に於て、金錢偏重の實を擧ぐることであつた。

小手の幕府

各方面に蟠居する國大名などは、或は物産を興し、或は土地を開墾し、或は鑛山

泰平無事の爲め辛く存在

或は牧畜、甚だしきは或は密貿易、更らに甚だしきは、贋貨鑄造までもして、それ／＼自から一藩を支持するの策を講じた。然も幕府に至りては、とても國大名程に、小手の利く譯には參らなかつた。彼等は唯だ貨幣の改竄によりて、一時を瞞過する以外に、特殊の便法を行ふを得なかつた。固より諸大名に合力を命じ、諸富豪に御用金を命じ、若しくは特殊の運上法を設定する杯の、手段は有つた。されど中央に於ける幕府の権力の振はざると同時に、其の手段も、思ふ様に行はれ無かつた。而して其の手段を屢ばすれば、却て幕府の威信を失する所以となつて來た。

要するに、幕府が依然として存在したのは、只だ泰平無事であつたが爲めだ。若し一旦緩急あらば、所謂其の中心は、既に白蟻の餌となり了りたる幕府は、乍ち自から崩潰を免れない危機に立つてゐた。而して誰しも此の危機に氣付く者は無かつた。

【三】勤王思想と對外思想

重大問題の湧出

左なきだに幕府は、世襲制と、武士萬能制とによりて、時代の進歩と矛盾し、一は社會の支配力たる材能や、活力の缺乏の爲めに、他は支配力や、活力に必須なる、富の缺乏の爲め、極めて手短かに云へば、人物と金との拂底の爲めに、自から解體せねばならぬ危機に立つてゐた。更らにそれよりも重大なる問題が湧いて來た。その一は勤王思想の勃興であり、他の一は外國の勢力が、漸く我が沿海に來り薄らんとする徴候だ。

幕府根本主義の動搖

幕府の自から支持する綱目の第一は、幕府中心主義と、日本孤立主義とであつた。云はゞ將軍萬能と、鎖國徹底とは、幕府の生命を維持するに必須なる要件であつた。然も勤王思想が、單に稀薄なる雰圍氣である間は、唯だ學問上の意見として、別段幕政の進行に、何等の妨害を加へず、危害をも與へなかつた。然もその雰圍氣が頗る濃厚となり、其極燦破、若しくはそれに瀕し來る際には、

幾多の高山正之

是れ幕府の根本主義に向つて、一大打撃を加へ、若しくは加へんとしたるものにして、實に危険千萬と云はねばならぬ。寶曆事件一轉して、明和事件となり〔參照 寶曆明和篇〕而して今や明和事件一轉して、寛政に於ける高山正之等の行動となる。所謂一葉落ちて天下の秋を知るとは、此事ではあるまい乎。

高山などは眇たる、帶刀したる百姓の飛び上り者と云へば、それまでである。然も彼が日本國中を周遊して、上は「玉の御聲のかゝる」至尊に密邇し、下は閭巷の匹夫野人に接觸し、其の勤王の精神を鼓吹したる。それが直ちに勤王運動となりて、爆發せざる迄も、少くとも爆發の爲めに火藥を装置し、準備したることは、争ふ可きではあるまい。一人の高山彦九郎は、決して一人にて止まらぬ。此れが爲めに天下に、幾許の無名の高山彦九郎を生じたるや、知る可からざるものがある。

鎖國制度の大脅威

それと同時に、露國が北邊より來り迫りたるは、實に我が鎖國制度に取りて、一大脅威であつた。此れは直ちに我國を侵掠すると云ふ程ではなかつたにせよ、

尊王論と國防論との抱合

日本の世界に對して、孤立主義を徹底するは、到底不可能と云はねばならぬ狀勢を來たした。而して露國が屢ば蝦夷松前方面から、我國を脅威しつゝあるに、英國が又た支那近海方面から、追々と我國に來り迫り、米國が又た太平洋方面から、我國の鎖國制度を、當面より擊破せんとするに至つた。此の如くして、内に於ける勤王思想と、外より來る外國の壓迫とは、遂ひに我が國民をして、尊王攘夷の一大運動を起さしめた。此の運動が物を云ふ日には、如何に金城鐵壁の徳川幕府たりとも、その儘存立す可きではない。

元來尊王の思想と、攘夷の思想とは、必ずしも同一物ではなかつた。されど兩者は、互ひに因となり、縁となり、果となりて、相互の勢力を助長した。外國の來迫は、幾許の國防思想や、國防論を喚起せしめた。而して此れが何時の間にもやら、尊王論と抱合し來つた。尊王論も亦た單獨の尊王論でなく、抽象的の尊王論でなく、何時の間にもやら、國防論と抱合し來つた。而してそれが聽て尊王攘夷の大運動を、幕府の末期に打出するに至つた。乃ち將軍家齊の時

寛政三奇士と各自の立場

代は、その勢が漸く兆し來り、漸く成らんとするの端緒であつた。世に高山彦九郎、林子平、蒲生君平を以て、寛政三奇士と稱してゐる。されど彼等は、當時に於ける勤王思想、國防思想の先驅者ではあるが、決して其の發明者でもなく、創造者でもなかつた。當時に於て、彼等と同様の意見を懷いたる者は、多數ではなかつたが、亦た決して皆無ではなかつた。彼等は唯だ他の代表者として、其の聲を揚げたに過ぎなかつた。而して高山は實際的勤王家にして、蒲生は學究的勤王家であり、林子平は寧ろ實際と、理論とを兼ねたる、國防家であつた。然も彼等の時代迄は、尊王攘夷の思想は、尙ほ未だ各別であつて、決して抱合し、融和し、合一しなかつた。三奇士の何れもが、云はゞ我は我たり、汝は汝たりであつた。

【四】當時の氣運

思設けぬ
提議者

時勢推移
の力

如何に思想周匝なる家康でも、其の子孫の世に至りて、百戦して取つた天下が、高山彦九郎や林子平などの手にて、鬪弄せらる可しとは、夢にも想ひ及ばなかつたであらう。西國大名の毛利とか、島津とかは、或は油断はならぬと狙つてゐたかも知れぬが、浪人者の輩が、勝手次第に、其の經營慘淡して拵へ上げたる網細工を、かき廻し、突き破る杯とは、實に意外千萬であつたであらう。世の中に、百年の長計とか、千載の大策とか云ふ言葉はあるが、時運の推移に際しては、とても思ひ及ばぬことが多くある。そは如何に我だけは覺悟をして、世の中は我のみの世の中ではない。廣く云へば世界相ひ持ちである。されば如何に我獨り用心堅固であつても、他の影響を全く除外する譯には參らない。我は鎖國主義を墨守するも、世界がそれを承知せない。曉には、我も亦た如何ともする能はざることとなる。固より世界を敵として、我意を通すだけの力あ

領内支配
力亦制限
あり

偶然の勢
力

らば、それでも差支ないが、苟も其力無き限りは、世界並の流儀に従はねばならぬ。且つ如何に我が領分は、我が思ふ通りに支配すると云ふも、それ亦た或る制限がある。乃ち其の領分内の者共の思想を、悉く支配する譯には參らない。况んや如何に領分と云ふも、其の後世に於ては、統制力が行き届かざるに於てをや。如何に子孫の計を爲すと云ふも、子孫が我が思ふ様に參らねば、致方はあるまい。將た如何に子孫が我が思ふ様になりたりとて、子孫の周邊が、悉く我が思ふ様にならねば、それも亦た難くある。且つ世の中には、偶然の勢力なるものも、亦た計上せねばならぬ。例せば、火山の破裂とか、地震とか、海嘯とか、洪水とか、大火災とか、種々の不可抗力が出で來りつゝある。而してそれが人間の思想、及び生活に、少からざる影響を與へつゝある。されば百世子孫の計などと云ふも、必竟極めて制限的に承認す可きものにて、其實は殆んど何等の意義を爲さない場合が、少くない。

意外實は當然

斯く考察し來れば、徳川幕府の脅威と、危険とが、其の始祖が憂慮したる強藩の大名より來らずして、却て意外なる匹夫野人、若しくは思ひ掛けなき外國より出で來つたことも、決して不思議ではあるまい。歴史的長目よりすれば、

意外亦順序次第あり

此れが寧ろ當然の事であらう。歴史は實に意外に始まりて、意外に終るものが少くない。尊王攘夷の運動が、徳川幕府の大團圓となるが如きは、實に其の一例だ。然も翻つて考ふれば、意外必ずしも意外でない。それには、それの順序があり、次第があり、道行がある。但だそれを漠然、茫然看過するが故に、意外とも、不思議とも、奇怪千萬とも思はるゝのである。人は全く未然を知る事も能はない、人は全く未然に備ふる事も能はない、人は全く未然を支配する事も能はない。されど歴史的に其の推移の跡を尋ねれば、決して解釋の付かないものはない。

蓋から棒に非ず

尊王攘夷の運動の如きも、家康が二百幾十年後に於て、此事ある可しと豫想し得なかつたとて、決して之を家康の不明に歸す可き理由はない。されど家康が

勤王運動の時代力

豫想し得なかつたとて、之を蓋から棒の運動とは、見る可きものではない。何故に竹内式部は生れた乎、何故に山縣大貳は生れた乎、何故に高山彦九郎は生れた乎。それは宛も何故に杜甫は生れた乎、何故に紀貫之は生れた乎、何故に沙翁は生れた乎と云ふと一般、之を解釋することは、不可能である。されど彼等が何故に彼等の如き、働らきをなしたる乎と云ふに至りては、それは時代の精神によりて、之を解釋するに決して難くない。吾人は必ずしも時代が、高山彦九郎や、林子平なる個性を生んだとは云はぬ。されど彼等の思想や活動は、少くとも時代が刺戟し、陶冶し、長養し、發作せしめたものと、斷言するに遲疑しない。此れが即ち當時の氣運である。

第二章 對露思想の勃興

【五】 工藤平助の對露策

露國が我が北邊より追々來り迫りつゝある情況は、既記の通りだ。(參照 田沼時代、二八一—三八) 要するにハンペンゴロが、和蘭甲比丹に向つて、露國の日本經略の野心を密告したる書付は、少からず我が國民の有識者階級を刺戟した。此れは一七七一年、即ち明和八年田沼意次が、老中となる前年だ。明和から天明にかけて、國防論、海外經營論、對外策などを唱ふる者の中に於て、工藤平助、本多利明、林子平の如きは、最も錚々たる者であつた。

工藤平助の其人及び其著、其の北方に於ける密貿易に關する善處策に就ては、是亦た既記の通りだ。(參照 田沼時代、二八、二九) 彼の著述加模西葛杜加記は、露國の北邊に來る事情を説き、且つ之れが對策の書としては、此の時代に於ける

有識者の對外策注

平助の加模西葛杜

魁と云ふ可きものであらう。

工藤平助は、唯だ消極的に抜荷を取り締るとか、日本の海岸を防禦するとか云ふばかりでなく、寧ろ露國の來迫を好機として、大いに我國の富強を謀る可しと云ふ、意味を主張してゐる。

平助の主張

總て國を治むるの第一は、我國の力を厚くするにあり。國の力を厚くするには、兎角外國の寶を我國に入るゝが、第一と云ふ可し。外國の金銀銅を、我國に入る事は、外國人の其國々の專一とする所にて、其心を用て出精する事、とても不レ及事也。扱日本の力を益には、その金山を開き、並に其出産物を多くするに若くはなし。蝦夷の金山を開く事、昔より山師どもの云ひ觸らす所なるが、入用と出高と相當せず。依レ之すたれ有所也。然るにヲロシヤと交易の事起らば、此力を以て開發有度事也。此開發と交易との力をかりて、蝦夷一國を伏從せしめば、金銀銅に限らず、一切の産物、皆我國の用をたすべし。

對露交易の力を以て蝦夷を開

我國力増
在り

右交易の場所、あながち蝦夷地にも限るまじ、東國の内にて、惣て要害よき港に引受てよろしき事也。右に申通り日本の力を益事、蝦夷にしく事なし。又此儘に捨て置きて、カムサスカの者共、蝦夷地と一所になれば、蝦夷もヲロシヤの下知に附従ふ故、最早我國の支配はうけまじ、然る上は悔てかへらぬ事也。

蝦夷注意
の必要

下説にて様々の風説を聞に、東北蝦夷のかたは、段々ヲロシヤになつき従ふと承る。如此こと實説にて、一旦ヲロシヤに従ひては、力及ばぬ事なれば、是迄の様にして、さしおきがたき時と思はる、也。只今迄の通にて、通路なければ、何事をするも知れぬ事也。前にいふ所の我國の力を益す國としては、蝦夷に若くはなし。依レ之心を盡すべき事也。如何様の國益を考るとも、我國の内計にての手段工夫にては、はかなく敷事はあるまじき也。増て如レ此段々の次第なれば、打すておきがたき時節といふべきか。(加模西葛杜加記)
此れは天明三年正月以前の著述なれば、正に田沼全盛時代の産物だ。如何に

蝦夷地開
拓論の先
通者

平助の著
目理由

も、その時代の山師的氣分が漂うてゐる。元來蝦夷地開拓に就ては、徳川氏の中葉以來、隨分識者の注目したる問題であつた。元祿年中には佐藤信景が、竊かに東蝦夷地に入り、三年試作の上、開拓策を松前藩に建白して、放逐せられた。享保の初期には並河天民が、開疆録を作して、當路者に建白し。元文中には板倉源次郎が、蝦夷地の金山を開かんと欲して失敗し、北海隨筆を著はして、開拓の意見を陳べたことがあつた。爾後杏として、其の策論を公にする者出でなかつたが、平助に至りて、張膽明目、大いに其の意見を揮揮し、之を當路者に建白するに至つたのだ。然も平助をして、此に至らしめたのは、露國の北邊の警報である。而して此の警報に關する知識を、彼に供給したるものは、所謂『松前人の物語』と、おたらんた書物にする所と能合たる者共有』と、彼が該書に序したる通りであれば、其の一半は、長崎に於ける和蘭人より、他の一半は、松前人より仕入れたものであらう。而して其の重なる者は、固より長崎に於ける和蘭人仕入であつたらう

と思はるゝ。

蝦夷取締の嚴令

寛政二年庚戌八月 日

御勘定奉行へ

去年蝦夷人及三腫擾候儀者、彼地之儀、蝦に町人に爲引受候故之儀、相開候。國之境も相接し候土地之事に候得者、大切之儀に有レ之處、等閑成取計不東之事に候。右御咎之品も可レ被レ仰付候得共、人數差向早速仕置申付候手配等行届候趣にも相見、且又しぐさ不レ宜儀も心附以來相改、取締之主法追々可レ申付二趣に候間、右之故を以、今度は御宥恕有レ之、御咎之御沙汰に不レ被レ及候。以後之取締彌可レ入念二旨被レ仰出候。尤蝦夷地取締方之儀、追而見分被レ差遣候儀も可レ有レ之候間、可レ被レ得二其意一候。

右之通松前志摩守へ相達候間、可レ被レ得二其意一候。(天保集成絲綸錄)

大いに松前志摩守を叱る

【六】林子平と三國通覽

子平の父

林子平も亦た國防論先驅者の一人であつた。彼の父岡村源五兵衛は、旗本の一人で、八代將軍吉宗に仕へ、故ありて江戸を去り、奥州常陸の邊を流浪し、其女仙臺侯の側室となりし縁によりて、彼も亦た仙臺に於て、終焉を遂げた。其の著儀式考を讀めば、如何に彼が國朝の典故に通曉し、亦た其の解釋に一隻眼を具したるかを知る可く、彼が新井白石や、成島錦江と交つたと云ふも、決して偶然でなかつたことが判知る。然も其の隨筆を讀めば、彼が月並的の朱子學者でなく、寧ろ功利派たる徂徠學の流を酌みたる一人であることが、判知る。而して其の議論、前に古人なく、典故の大家荷田東滿、同在滿などを、勝手にやり付けたる口吻を見れば、其子たる子平が、傲岸不羈にして、天下經綸の策を、崇論高議したるも、決して不思議とは思へない。

子の評著書得し理由

林子平の著述にて、天下に評判となつたのは、三國通覽と、海國兵談だ。而し

てそれが何故に斯く評判を博したかといへば、其書が松平定信老中首座の砌り、絶板せられ、子平其人が之れが爲めに罪を得たからだ。別言すれば、定信は子平著書の爲めに、廣告屋たる役目を、無意識的に勤めたものと云ふも、過言ではあるまい。

子平知識の源泉

林子平は工藤平助の友人にて、其の年齢からすれば、平助は享保十九年、子平は元文三年の生なれば、四歳の弟である。惟ふに彼が海外思想も、平助との交遊によりて、頗る刺戟、長養せられたるものあつたのであらう。

三國通覽の内容

其著三國通覽、及び海國兵談、絶板に關する始末に就て、は既記の通りだ。(参照松平定信時代、五五)今は唯だ此の兩書が、如何なるものであるかを、少しく語るであらう。

著述の趣旨

三國通覽は、其の標題には、『三國通覽圖說 圖五枚附 全』とある。三國とは朝鮮、琉球、蝦夷であり、それに此書は、更らに小笠原島をも加へてゐる。夫此三國は、壤を本邦に接して、實に隣境の國也。蓋本邦の人、無二貴賤、

兵要三國地誌

著述の依據

無二文武、知るべきものは此三國の地理也。是を諳るときは、治亂について不迷不疑、萬機施し易して、時有て力を陳べく、時有て知て樂むべし。且政に從て三國に入る人有とも、此圖を懐にするときは、三國の分内了然として、目捷に在が如く、泰然として彼に至るべし。是小子此圖を作て、世人に示す所なり。小く武術に補あるに似たり。

此れにて三國通覽著述の趣旨が、分明だ。されば只だ單純の地圖でなく、その圖解でなく、云はゞ兵要三國地誌とでも云ふ可きものであらう。而して彼は又た、此書の杜撰ならざるを證せん爲めに、

此數國の圖は、小子敢て杜撰するにあらず。朝鮮の圖は、朝鮮大衆傳の傳る所のもの。崎陽人楢林氏秘藏の珍圖あり、是を以て據とす。琉球は元より中山傳信録あり、是を證とす。蝦夷は古より自己有する所一圖あり、今又新たに三圖を得たり。大同小異なれども、皆以て證とするに足れり。加之白石先生の蝦夷志、及び淘金家の著せる北海隨筆等を以て、考定して、問亦北

海舟人の説を交記する耳。無人島は、崎陽の島谷家の記録に據れり。一も私照なし。

右は云ふ迄もなく、天明五年乙巳秋九月附にて、此書は田沼時代の産物である。而して如上の文句を讀めば、如何に此書が長崎仕入であつたことが、思ひやらる。

長崎仕入の知識

當時の新知識は、何れも長崎を尋訪して獲得したるが、通例であつた。乃ち林子平の如きも、亦たそれに漏れなかつた。彼は實に安永四年長崎に遊び、安永六年再び遊び、唐商、和蘭人の間に交遊し、其の目撃耳聞によりて、大いに得る所あつた。三國通覽、海國兵談の如きも、畢竟其の結果の一であつた。

〔七〕 林子平と海國兵談 (一)



(生寫林子平傳・畫版崎長) 圖宴饗人蘭和

三國通覽
と海國兵談
の關係

海國兵談は、天明六年に脱稿した。即ち三國通覽が江戸にて出版せられたると、略ぼ同時である。此の兩書は自から聯絡ありて、通覽は兵談の緒論とも云ふ可きもの。先づ附近の地理人情を詳かにして、而して後之に備ふるの道を講じたものとも、考へられないこともない。併し通覽に、當時の我國と緊切の露國に及ばなかつたのは、何故であつた乎。然も彼が蝦夷を説くに際して、露國に言及し、

莫斯歌未亞の蝦夷に至れる、志意、甚憎むべし。然れども其蝦夷に至れると未レ久、今猶兩葉と云へし。

など、特筆してゐるを見れば、其志の存する所を知る可し。

海國兵談
の起稿

海國兵談は、安永六年長崎再遊の際から、稿を起したと云へば、長崎仕入は勿論、是亦た田沼時代の産物である。此書には彼の親友工藤平助の序文がある。

平助序文

予友林子平は、慷慨の士也。性恬澹にして欲寡く、心に大義を存す。其の親族略ぼ縉紳多し。子平蔑視して家を爲さず、跋涉を好む。凡そ邦域の内、經

歴殆んど偏し。其の自から處る。常に兵革の間に在るが如し。藍縷糲食、草
 行露宿、陶々として自から適すと云ふ。嘗て憤然として志を發し、困學年
 有り。著書架に滿つ、皆な當世の策を言ふ。此編名けて海國兵談と曰ふ。其
 意以爲らく我國海國也、要は海寇に備ふるに在り、故に以て焉れを曰ふ。其
 の論說確實にして激切、目に其人を視るが如く、傍ら海外の奇策、古今來未
 だ嘗て見聞せざる者を探りて之を出す。以て我國防禦の大方を觀るに足る、
 其の志す所偉大なりと謂ふ可き也。

所謂海國
國策

と、如何にも子平に取りては、知己の言であらう。子平の所謂海國とは何ぞ。
 海國とは何の謂ぞ。曰、地續の隣國無して四方皆海に沿る國を謂也。……先
 海國は外寇の來り易き譯あり、亦來り難きいはれもあり。其の來り易しと云
 軍艦に乗じて、順風を得れば、日本道二三百里の遠海も、一二日に走來る也。
 如レ此來り易き譯ある故、此備を設ざれば不レ叶事也。また來り難しと云謂
 れは、四方皆大海の險ある故、妄りに來り不レ得也。然れども其險を恃て備に

從來軍法
の割據的

忘る事なかれ。是に付て思へば、日本の武備は、外寇を防ぐの術を知る事、
 指當ての急務なるべし。

從來甲越を始め、諸流の軍學者は、何れも日本一國を世界とし、日本一國內に
 於ける、敵味方の攻守、戰略、戰術を講ずるに止まつた。元龜天正群雄割據の
 餘を承けて、出で來りたる軍學が、此の如き割據的の小規模であつたのは、決
 して無理はない事だ。

統一的日
本觀念

然も日本は完全に統一せられた。徳川幕府は、多くの禍害を、其の制度及び政
 治によりて、當世、後世に與へ、且つ遺したとは云へ、日本國民に統一の觀念
 を與へたることは、其の大なる賜の一と云はねばならぬ。徳川治世百餘年の
 後には、最早日本は一國であるてふ觀念が、期せずして、殆んど總ての國民に
 行き渡つた。

海國兵談
出來の因

それと同時に海外の關係は、其の對象を、日本國內の或る一部と、他の一部と
 にでなく、一方には日本全部と、他方には海外の諸國と云ふととならしめた。

乃ち林子平の海國兵談は、實に日本對外國の觀念よりして、生れ出でたるもの。此の意味に於て、此書は軍法書として、實に破天荒と云はねばならぬ。而して其の軍法が、専ら海戰を主としたのは、更らに其の特色を、鮮明に發揮したものと云はねばならぬ。而して其の、
 外寇を防ぐの術は、水戰に在り。水戰の要は、大銃にあり。此の二つを能調度する事、日本武備の正味にして、唐山韃靼等の山國と、軍政の殊なる所也。

と云ふに至りては、頗る近世的の觀察と云はねばならぬ。乃ち現代の國防方針も、此れと大差ある可きものではない。

【八】 林子平と海國兵談 (二)

林子平の海防對象

林子平が、日本は海國なりてふ見地から、日本對諸外國の海防策を講じたのは、其策の適不適、當不當は姑らく措き、時流に卓越したる活眼と云はねばならぬ。然も彼は何れの國を以て、其の對象としたる乎、そは清國と露國とであつた。今ま彼の所記に就て見れば、左の通りである。

林子平の唐山觀

日本の武備は、此水戰を第一として、其上に又一の心得あり。其心得と云は、古の唐山と今の唐山と、地勢人情共に相違したる譯也。先日本開闢以來、外國より襲し事は、唐山の元の時代、度々軍を仕懸し也。就中弘安四年には、大軍にて押來りしかども、幸に神風に逢て塵にせられたり。是元の君は、北種より出て、唐山を押領したる人なれば、元の代々唐山と北狄と一體に成て、北邊の心、碍なかりし故、度々軍を仕懸し也。……康熙以來、唐山韃靼亦又一體に成て、今は愈能統一し、北邊愈能太平に成れり。此故に遠く兵馬を出すにも、後の心、碍なし。其上康熙、雍正、乾隆の三主、各文武剛敵にして、能時勢に達し、能唐山を手に附たり。必明迄の唐山と思事

一個の史眼

勿れ。子平が此書を著したる天明六年頃は、乾隆五十一年にして、乾隆帝尙ほ健在し、清國極盛の時期であつた。子平が元の我國を襲うたる理由を、元は北種なるが故に、北邊の心配無かりし爲め、安心して我國を襲ふに至つたと云ふは、一個の史眼と云ふも差支あるまい。而して彼は此の論法を亦た清朝に適用して、左の如く云うた。

清朝觀

先今の清を以て、古の唐山に比れば、土地も古の唐山に一倍し、人も一倍し、武藝も北風を傳て、能く修練し、情慾も北習を承て、剛強に移り行故、終に北狄貪恪の心根、次第に唐山に推移りて、其仁厚の風儀も、漸々に消滅し、且又世々の書籍も次第に精く成行、亦日本と往來も繁く、其上人心日々月々に發明すれば、今は唐山にて日本の海路國郡等も、微細に知得たり。

警世の語

此れは恐らくは、見當違ひであらう。北夷が南方の漢人種を風化するでなく、却て南方の漢人種が、北夷を風化するは、支那に於ける歴史的の一大事實であり、又た一大傾向であり、而して又た一大常習である。然るに上述の論をなすは、史實を離れたる空想と云はねばならぬ。然も此れは只だ警世の爲めであると云はば、それで申譯の立たないともあるまい。

清國來寇の恐

竊に憶へば、若くは此以後の清主、無内患の時に乘じ、且つ元の古業を思ひ合て、如何なる無主意を起すまじきこともあらず。其時に至ては、貪慾を本とすれば、日本の仁政にも不レ可レ懷、又兵馬億萬の多を恃めば、日本の武威にも不レ可レ畏。

露國の患

此れにて清國の來寇を、豫じめ慮からねばならぬ事を切言した。而して彼は其の論法を一轉して、露國の患を説いた。莫斯哥未亞、其勢ひ無双にして、遠く韃靼の北地を侵掠し、此頃は室韋の地方を略して、東の限り加模西葛杜加即カムリサスカ也、蝦夷の東北に在迄押領したり。然るに加模西葛杜加より東には、此上取べき國土なし。此故に又西に願て蝦夷國土の東なる、千島を手に入べき兆し有と聞及べり。既に明和辛

ハンペン
ゴロ

痛切に警
省す

卯（八年）の年、莫斯科未亞より、加模西葛杜加え遣し置ける豪傑バロン・モリツ、アラアタル、ハンペンゴロウと云者、加模西葛杜加より船を發して、日本へ押渡り、港々え下繩して、其深さを測りながら、日本を過半乗廻したる事あり。就中土佐の國に於ては、日本國に在合和蘭陀人えと認る書を遺置たる事もある也。其の心根可憎可恐。且海國なるが故に、來るまじき船も、乗る人の機轉次第にて、心易く來らるゝ也。

惟ふに子平も亦た、ハンペンゴロの日本に接觸したる一件に就て、露國北侵の忽にす可からざる所以を、痛切に警省したのであらう。尙ほ此事に就ては、既記の通りである。（參照 田沼時代、三八）

【九】林子平と海國兵談（三）

露國を慮
る一層切
要

日本支那
軍制比較

林子平の露國の患を慮る點は、清國の來寇を豫測するに比して、一層切要と云はねばならぬ。當時の清國は、日本とは政治的に全く没交渉であつた。而して寧ろ彼より我の來寇を心配したる痕跡は、明以來よりとするも、我に向つて來寇するが如きは、幾百年來、其の痕跡さへも、見出されなかつた。されば彼が清國を云々するは、寧ろ過慮である。但だ彼が此の海國兵談を著はしたる動機は、寧ろ露國北邊の警報に刺戟せられたるとは、固より云ふ迄もあるまい。

彼は支那と日本との、軍制を比較し、我は血戰に長じ、彼は持重に長ず。是れ我は小せり合を主とし、彼は大軍の掛引を主とする故と云ひ。更らに其の實例として、

寛永の比、澁田八右衛門、濱田彌兵衛等只九人、臺灣へ押渡し、阿蘭陀のせねらる城代のことなりを擒にしたる例もあり。又安永中に、小子肥前の鎮臺館に遊事したりし頃、崎陽の在館唐人六十一人、徒黨して亂を爲たる時、吾黨十五人鎮臺の令を承け相向、即時に六十一人を討破り、其楯籠たる工神堂

を、毀て歸れり。此時唐山人と手詰の勝負を爲て、彼國人の力戰に鈍きとを親ら試み知れり。

歐羅巴軍

彼は更らに歐羅巴に就て、左の如く語りてゐる。

歐羅巴の諸國は、大小の火器を專として、其外の飛道具甚多し、尤艦船の制妙に精くして、船軍に長じたり。殊に其國妙法有て、能治めて和親する故、同國攻討事なく、只相互に他州を侵掠して、己か有とする事を、世々のつとめとして、決して同國中にて同士軍をせざる也。是日本唐山等の企及ざる所なり。兵を提る者、此三軍情を能會得して臨機應變せば、天下横行すべし。

歐洲諸國の外國對

歐洲諸國が、一國中和親して同國攻討の事なしと云ふも、頗る怪しき話にて、事實は日本こそ最も能く長く久しく、一國の平和を保つたものと云はねばならぬ。然もそは兎も角も、歐洲諸國が國內に於て、各々相互の對象を求めず、外國を對象として、攻略を專一としたるは、實に子平の云うた通りである。

子平の武備所

昇平久き時は、人心弛む、人心弛む時は、亂を忘る、事、和漢古今の通病也。是を不忘を武備と云ふ。

子平は則ち此の武備を、整へしめんが爲めに、大聲疾呼した。

當世の俗習にて、異國船の入津は、長崎に限たる事にて、別の油へ船を寄る事は、決して不成事と思へり。實に太平に鼓腹する人と云べし。既に古は薩摩の坊の津、筑前の博多、肥前の平戸、攝州の兵庫、泉州の堺、越前の敦賀等え異國船入津して、物を献じ、物を商ひたる事數多あり。是海國なる故、何國の浦えも心に任せて船を寄らる、事なれば、東國なりとて、油斷されざる事なり。

時人の迂遠な笑ふ

彼が異國船の入津は、長崎に限ること、思ふ人々を、太平に鼓腹する人と笑うたのは、如何にも當時の人情を穿つてゐる。長崎と限つたのは、此方限りの事である。外國からは、四面環海の日本なれば、何處からでも勝手に航海し、何處へでも勝手に入津すること、決して難事ではない。

是に因て思えば、當世長崎の港口に石火矢臺を設て、備を張か如く、日本國中、東西南北を不レ論、悉く長崎港の如くに、備置度事、海國武備の大主意成べし。

海岸隨所
の武備を
主張

則ち子平は、日本の總ての海岸に、長崎同様の防備を施さんとの主旨を喝破した。此れは確かに當時の泰平に、沈醉せる人心に取りては、容易ならざる刺戟であつた。而して此れは必ずしも、子平のみの創見でなく、幕府の當局者に於ても、亦た同様の意見を持つてゐる者があつた。松平定信の如きも、恐らくは其の一人であつたらう。

【一〇】 林子平と海國兵談 (四)

子平の沿
岸防備論

林子平は日本の沿岸に、防備を施すを以て、決して至難の事でないと言ひし、

左の如く陳べてゐる。

此事爲し難き趣意にもあらず。今日より新制度を定て、漸々に備なば、五十年にして、日本惣海濱、堂々たる嚴備をなすべき事、得て可レ期。疑ふ事なかれ。

此の如く成就する時は、大海を以て池となし、海岸を以て石壁と爲て、日本と云ふ方五千里の大城を築き立たるが如し。豈に愉快ならずや。

如何にも痛快なる言だ。若し此書が一般に行はれたらば、當時の人心に、如何に大なる刺戟を興ふ可かりし乎。然も遺憾ながら、此書は殆んど暗から暗へ葬られ去つたことは、既記の通りだ。

江戸灣口
の防備

竊に憶へば、當時長崎に嚴重に石火矢の備有て、却て安房、相模の海港に其備なし。此事甚不審。細かに思へば、江戸の日本橋より唐、阿蘭陀迄境なしの水路也。然るを此に不備して、長崎にのみ備るは何ぞや。小子が見を以てせば、安房、相模の兩國に諸侯を置て、入海の瀬戸に嚴重の備を設け度事也。

是れ武備中の武備

日本の惣海岸に備る事也。日本惣海岸に備る事は、先此港口を以て始と爲すべし。是海國武備の中の又肝要なる所也。然と云ども、忌諱を不願して、有の儘に言ふは不敬也。不敬言ば亦不忠也。此故に獨夫、罪を不憚して、以て書す。

是れ眞理中の眞理

此の一項が、他日彼が罪案となつたものだ。然も此れは素直なる眞理、偽りなき眞理、而して至き眞理である。田沼享樂時代の末期—天明六年—に於て、此の如き警世の言を爲すもの、實に吾國にも亦其人無きにもあらざる證據として、頗る人意を強うするに足る。

支那倭寇防備の所以異なる

彼は日本の海防が、支那の倭寇に備ふる海防とは、其趣を殊にする所以を明らかにして。異國の武備志にも、海寇を防禦する手段様々あれども、是は唐山にて倭寇と名付て、日本の海賊船を防ぐ仕方にして、甚手輕き事どもなれば、是を我國にて異船を防ぐ手本とは致難し。日本にて外寇を防ぐの術は、是に反して

只た海防大主義は同じ

通覽と兵談との關係

事大い也。其大いなる譯は、異國より日本を併呑すべき爲に來れる事なれば、其仕形も大仕懸なるはづ也。其大仕懸を碎くべき備なれば、是又大仕懸にあらざれば、叶ざる事と知るべし。

此れは如何にも其通りである。日本の倭寇は、全く強盜的海賊にて、國を奪ふでなく、貨を奪ふにあつた。然も日本は海賊に備ふるでなく、外敵に備ふ可き位置であつた、場合であつた。彼の防備の手段、方法として歴擧したるものは、今日に於て、何等の價値がある可き筈がない。されど其の海防の大主義、大精神に至りては、今尚ほ當時の如しと云はねばならぬ。三國通覽と、海國兵談とは、姉妹篇である。著者たる彼は此に就て、斯く語りてゐる。

予嚮に三國通覽を著す。其書や、日本の三隣國朝鮮、琉球、蝦夷の地圖を明にせり。其意日本の雄士兵を任ふて、此三國へ入る事有ん時、此圖を諳んじて應變せよと也。

亦海國兵談は、彼の三隣國及び唐山、莫斯歌未亞等の諸外國より、海寇の來る事有ん時、防禦すべき術を詳悉せり。茲に於て始めて、本邦内外の武術調れりと言べし。是予小子徳を不レ計、位を不レ量して、終身本邦の武備を不レ忘所也。

攻防兩用の書

則ち三國通覽は、我より進んで攻むる場合の書であり。海國兵談は、彼より來りて攻むるを防ぐ場合の書である。彼が此の兩書を以て、本邦内外の武術調れりと云うたのは、必ずしも誇大の放言とのみ云ふ可からずだ。

子平の新知識

惟ふに彼は蘭學者ではなかつた。然も新知識であつた。彼は長崎に二回遊び、支那人や、和蘭陀人々に交はり、亦た長崎に於ける唐蘭の通詞等にも交はり、頗る得る所あつたに相違あるまい。蓋し彼が海國兵談の稿を起したるは、安永六年にして、彼歳四十、長崎奉行柘植長門守に隨從して、再び長崎に遊びたる際の事だ。而して彼が此書の序文中に陳べたる、支那人徒黨騒動を鎮定したのは、此の際であつた。此書が専ら長崎仕入であつたことは、決して疑ふを要しな

い。されど之を物にしたのは、林子平其人の力であつた。

【二】林子平は何故に罪を得たる乎 (一)

得罪の理由如何

林子平が海國兵談刊行の爲めに、罪を得たことは、既記の通りだ。(參照 松平定信時代、五四、五五) 然も問題は、何故に憂時慨世の一念よりして著述し、刊行したる爲めに、其の板木は取り上げられ、其の著者は蟄居申付けられねばならなかつた乎。

一見奇怪

世には彼と同時に、工藤平助や、本多利明などが、彼と同様な、否な或る意味に於ては、彼以上の急進突飛の議論を吐き、著述を作しつゝ、も、其の法網を免れたるを見て、如何にも奇怪千萬の事と做すものがある。然も仔細に看來れば、毫も其間に不思議はなし。

必ずしも
言論不自
由ならず

徳川幕府は、必ずしも言論の自由を、絶對的に拘束するものではなかつた。將軍若しくは當局者に向つて、意見を上申するの道は、必ずしも絶對に閉鎖されてゐなかつた。目安箱の制もあつた。熊澤蕃山の如きは、五代將軍綱吉への建白の爲めに、其の臍に觸れ、廢銅の逆境に陥つたが、然も吉宗時代に、山下幸内の如きは、其の露骨にして、修飾せざる意見を建白したる爲め、却て賞賜せられた例もある。

松平定信
の時論者
寛納

松平定信は、其の祖父吉宗を以て、標準としてゐた。山下幸内上書の如きは、之を本題として、其の同僚と反覆討論し、互ひに其の意見を交換した。されば彼は縱令、彼と異りたる意見たりとも、彼自身に向つて、之を訴ふる者には、之を嘉納せざる迄も、之を罪す可き理由はあるまい。

建白なら
らば禍な
らば禍な
らば禍な

海防の忽にす可らざる一點に於ては、定信と子平とは、其の緩急疾徐の差こそあれ、何れも同憂の仲間であつた。されば子平が若し之を定信、若しくは其の同僚に建白するに止つたならば、決して其身を禍ひす可き筈はなかつた。

禍因宣傳
にあり

然も禍因は著述よりも、寧ろ著述其物の宣傳であつた。子平は之を當局者の内聽に達して止むを屑とせず、白晝公然天下に向つて、大聲疾呼した。

此書文武の意味を、俗語に述書するに國字を以てすと云ども、書冊と成ぬれば、俗情弱ら及び難き事に思ひ、見人少也。邂逅に讀人あれば、即言ふ此書や善なる事は善なるべし。只按じ過たる書にして、當世に遠し。思へば人間一生六十年也。我一代さへ無事なれば、後は唐と成とも、天然と成とも、天に任す可しと言へり。悟り拔たる言の様なれ共、此言や懦弱の遁辭にして、不忠不義の日本一なるべし。……此故に小子此趣を世人の耳に入易からん事を希ふて、敢て卑賤を忘れ、究困を不顧して、言を當世に危うするのみ。扱自負にもあらず、狂言にもあらざれども、日本の武備を記したる書には、此兵談の如く、躬ら異邦の人に面接し、遠く異國蠻夷の軍情を知、新たに奇計妙策を盡し、海陸全備の眞味を述し者は無之也。實に開闢以來、未曾有の發明也。只讀人、小子が貧賤にして直言する事を咎ることなく、良藥の口に

言を當世
に危うす

苦きを思ひ合せて、一向に熟讀翫味せば、上下大小各其分に應じ、文武の
大意を會得して、貧を治し、財足て武を張べし。是今日に益有て、海國に備
る所以の大寶にして、徒に唐土の書に本づき、空く軍理而已を論ずる者流と、
同日の義に非ずと言べし。只返すくも見人、熟讀翫味せよ。

天下と公
論を欲す

子平の心
魂傾注

と云うてゐる。
彼は此の如く大抱負をもて、此書を著はし、之を天下に布かんと試みた。彼は
之を二三の當局者に私説せずして、天下と共に、之を公論せんとした。
實を云へば、彼は身も魂も、此の海國兵談に打ち込んだ。彼は天明七年兵談の
一卷を刊行したが、賣行面白からず、二巻よりの彫刻資金缺乏して、殆んど中
絶の姿となり、彼は之が爲めに百方苦辛した。

【二】 林子平は何故に罪を得たる乎 (二)

子平意見
吐露の機

處士横議は、當時の流行であつた。彼は必ずしも一浪客として、其の意見を吐
露する場所なしではなかつた。明和元年、彼年二十七歳、仙臺侯に上書して、
學政、武備、貨殖等、九篇百五十九條を陳述した。天明元年、彼年四十四歳、
又た仙臺侯に上書して、貨殖、學校の要件を述べた。同五年四十八歳、藩老佐
藤伊賀の内諭によりて、富國策を上つた。彼は決して諸侯や大官を、相手とせ
ぬではなかつた。但だ諸侯や大官が、彼を相手としなかつた。此れは何故であ
つたらう。

中山大納
言に外警

天明八年には、彼歳五十一、京都に上りて、中山大納言愛親卿に謁し、外寇の
警備を説いた。然も當時中山愛親等は、専ら尊號一件―此の一件の創始は、宛
も其の前後であつた―に熱中するの際、且つ固より海外の事情杯に注意す可き
筈なく、恐らくは深く顧られなかつたであらう。然も彼が京都に遊説したのは、

決して藪から棒ではなかつた。天明七年十月、彼は其著三國通覽が、光格天皇の叡覽を賜はりたる報に接し、彼は雀躍して、既刻海國兵談一冊を懐にし、中山亞相に謁し、仍りて以て、至尊に進言せんと欲したのであつたらしい。彼としては尤であつたが、時勢は固より、彼の言議を容る可く、未だ全く熟しなかつた。

定信に意見具申

其の翌寛政元年―彼歳五十二―更らに閣老松平定信に謁して、其の意見を具申したが、果して幾許の手答へがあつたか、何等徴す可きものがない。蓋しとても漸進的政治家たる松平定信は、彼の氣早き飛行的推論には、響應しなかつたであらう。

止むを得ず天下に吐露

されば彼が公家も相手とならず、武家も相手とならず、只だ天下無名の知己に向つて、その所見を吐露せんとしたるは、彼としては餘儀なき理由もあつたであらう。彼と雖も言を危うするは、是れ身を危うする所以であるを、知らぬでもなかつたらう。されど獨身者の彼には、一身の利害問題などは、左程頓著無かつ

子平の意氣と板木没收

たであらう。

彼が海國兵談を、一大宣傳の具としたるは、其の卷末に、傳へては、我日の本の武者の、法の花さけ五百年の後。

との印を捺し、卷首には『千部施行』林子平藏版』との、二印を捺したるを見ても、其の意氣込を見る可し。然も千部は愚か、其の刊行したるものは、其の親友藤塚式部から金二兩二分を借用して、三十部を製本したるに過ぎず。然も其書は僅に九個月にして、板木製本共に、幕府に没收せらるゝに至つた。其志も亦た憐む可き夫。

幕府立場より見たる治安妨害

併し復古にあらざれば、現状維持、然らざれば其の必要だけ改正するを能事とし、安全第一を施政の要道としたる、松平定信に取りては、天下に向つて堂々と外敵來らんとすと、大聲疾呼するをば、治安妨害と見做すも、決して不思議はあるまい。林子平が禍は必ずしも、自ら求めたものでないとは云ふ可からずだ。其の判決文に、

縦令利欲に不致共、一己の名聞に拘り、取留も無之風聞、又推察を以て、異國より日本を襲候事可有之趣、奇怪異説等取交せ、著述致。且右の内には、御要害等の儀も認入、其外地理相違之繪圖相添、書寫又版行に致候。室町二丁目權八店市兵衛方へ送遣候始末、不憚ニ公儀仕方、不届之至。

見れど先
得の名を

とあるは、定信等の立場から見れば、當然過ぎる程であつた。先見者の名は、全く林子平の爲めに占められた。彼は當代に届して、後世に伸びた。天下の海防を論ずる者、何れも彼の風を聞いて興つた者でなければ、彼の先蹤に由る者であつた。然も彼を懲罰したる松平定信も亦た、海防には決して無關心ではなかつた。彼には彼相應の意見もあれば、施設もした。

永塾居中の林子平

子平著書

仙臺の人林子平、嘗て北狄の犯し來らんことを憂へて三國通覽、海國兵談の二書を著はし梓行せり。

六無の歌

時に白川侯（松平越中守定信）國に當れり。其國事に預かる書を公行せるを以て、子平を江戸に書して鞠訊す。子平時に仙臺を發せんとす。年の暮なりければ、この首飛か飛ぬか明の春（或云、この首をわが首とさけり）。其事久しく解けずして江戸に在り、一日士人廿許輩、其旅寓に來りて云はく、足下天下の爲めに書を著し、人々をして用意あらしめんとす。反て此厄に遇はるゝこと、歎ずるにあまりあり、竊に去て山林に隠れんこと如何、予等不肖なりといへども、途中護送しておもんばかりなからしめん。子平辱と謝して從はず。終に何人と云ふことを知らず。是必靈龜の神使ならんと子平後に語れり。其後石河土佐守の議にて、子平は愚人なり、深く窮問するに及まじとまうせるによりて、其事漸く解けたり。子平に永塾居を命じて仙臺に歸し、兵談は絶板せらる。子平歸郷鬱々として樂まず、自ら六無庵と號す。歌あり。

父母もなく妻なく子なく板木なく錢もなければ又面白もなし（一本死にたくもなし）

天が下のものゝふなりと白川の濤瀾の水にたゞようぞうき

子平塾居せし後、靈龜の藤塚式部より、夜中など我等方へまゐらるゝはくるしかるまじ、駕籠にても遣し可申哉と申遣ければ、子平答に、

月と日の恐れもなくばより／＼に人めの關はしのぶべくとも（ばるゝともか）

終に憂を以て死せり。子平は仙臺厩方勤の者の弟なりとぞ。其志憐むべし。（木村談次親く子平に聞く話、石川の事は肥州の上月彌三郎談せり）。（楓軒偶記）

【一三】 江戸灣の咽喉巡見

定信の海防注意

時代精神を解する政治家

江戸灣巡視出發

林子平が其の忌憚なき海防論を、天下に稱説し、又た稱説せんとしたるが爲めに罰したる、松平定信自身も、海防には決して無關心ではなかつた。彼は一般に保守的政治家と云はれてゐる。其の田沼の時代を、吉宗時代に引き戻し、其の官學たる朱子學を基本として、異學を禁じたる。何れも保守的と云ふ可き證據であらう。併し彼は決して時代精神と没交渉ではなかつた。彼には彼流儀の尊王思想があつた如く、又た彼流儀の對外思想や、國防思想や、而してそれから必然出で來る可き、海防上の方策もあつた。

彼は實に寛政五年七月、其の老中首席、將軍輔佐役を罷むるに先ち、自から江戸灣の咽喉を踏査し、それぞれ防備の手續をした。此れは實に寛政五年の三月であつた。

房總相豆の海は、殊に江戸咽喉の地、此によりて掛りの有司、其旨をふくみ

人々の歡

亦海防に最善努力に

て巡見して、御備のあるべき地理を巡見してかへりぬ。その時予にも巡見せよと、そのかゝりのものもいふなり。もとより上旨も左なれば、遂ひに寛政五年三月十八日江戸を立ちてゆき、それ御備の場所巡見せしなり。麥などもやがて刈り侍り、田も耕す頃なり。況や驛路にてもなければ、ことに人をも略して行しに、ところの者共も、予が巡見を悦びて、或るは餅つきて祝ひ、或は荷物なりとも持ち侍りたきとて、外の郡々より人も多く集る。予が令には多く入費をなすまじといふにぞ、其村長も殊に苦しみて有司に訴ふ。さらば願にまかせて許すべしと云ひしとぞ。伊豆は山いと多し、坂などは峻しはいふばかりなし。多く徒歩もて行、相州にて富士を見る。高さは富士にまさるものやあると、人々云ふに、

いや高き君が恵に比べては、ちりひちなれや雪の富士の根。と讀みける。……御備の事は、一件の自記あれば、それまた略しぬ。とは、彼が自傳に記する所、寛政五年は、子平所罰より僅かに一年を隔てたる

亦外國事
情に通ず

に過ぎず。而して其の江戸灣の咽喉に、兎も角も防備の踏査を爲すに至つたのは、當時黒船の影が、日本沿海に隠見したるが爲め乎、將た子平の意見に刺戟せられたるが爲め乎、抑も亦た他に理由ある乎。何れにしても松平定信は、決して海防に無關心ではなかつた。彼は彼の位地相當に、其の時節相當に、其の最善の力を竭したものと云はねばならぬ。彼は外國の事情に就ても、決して無頓著ではなかつた。彼が在職中露艦の我が北邊に來りたるに際し、彼は其の豫備知識を以て、之を措置し得たと、自ら明言してゐる。

吾は早くより北邊の經營、防備について、十分に注意をして居つたのである。世人は滿洲とか、ロシアとかが、日本の近い所にあるを覺らずに居るけれども、吾は夙に之を心配して居つた。そこで自分は早くから諸蠻國の事をば注意して、詳しく之を探り、普く調べて居つたからして、此度の一條を判斷するに、都合が好かつたのである。御上の御用に立つたと思ふ。(史學雜誌、江戸

定信の知
識慾

紅毛の書
を集む

幕府の有せし外國知識

彼は國家の大事に關するが爲めと云ふばかりでなく、亦た人並以上の知識慾があつた。故に外國の知識を採拾するにも、決して等閑ではなかつた。

寛政四五の頃より、紅毛の書をあつむ。蠻國は理に精し、天文、地理、又は兵器、あるは内外科の治療、ことに益も少からず。されども、あるは好奇の媒となり、または、あしき事などいひ出す。さらば禁ずべしとすれど、禁ずれば猶やむべからず。況や又益もあり。さらばその書籍など、心なきものの手にも多く渡り侍らぬやうにはすべきなり。上庫に置き侍るも然るべし。されど讀む者もなければ、只蟲の巢と成べし。我がかたへ買ひ置けば、世にも散らず、御用あるときも忽ち辨ずべしと、長崎奉行へ談じて、舶來の蠻書かい侍るとはなりにけり。

保守的政
治家と批
判の所以

彼が蠻書の世間に散りて、それが處士横議の導火線とならんとの心配は、流石に秘密一天張の徳川幕府の支持者として、笑止千萬なる次第である。是れ則ち

彼が保守的政治家と、批判せらるゝ所以であらう。然も彼は自から之を利用するに、油斷なかつた。

【二四】松平定信の海防意見

亦た林子平と同じ

江戸近海防備の危険

事實を云へば、罰したる松平定信も、罰せられたる林子平も、其の説明の仕方、其の議論の立方、若しくは其の文字の組立方にこそ、異同はあれ。其の内容に至りては、餘り懸隔したとは思はれない。今ま試みに、松平定信の自傳によりて、彼の海防意見を徴するに、左の如きものがある。
海邊御備の事、かねて予建議して既に言上にも及び、伊豆殿(松平信明)調られ候へなど、かねていひけるは、今に其の沙汰なし。然るに赤人(露西亞人の

従來の海防施設

定信建言要旨

紀藩漂流手當

こと)直ちにも江戸へ来るべしと云ふは、江戸の入海の事なり。房相二總豆州は小絶所多く、城などいふものも少なく、海よりのり入れれば、永代橋のほとりまでは、外國の船とても入来るべし。されば此時に至りては、咽喉も不絶しては、たゞに腹中に入るともいふべし。
然るに、三崎走水などに遠國奉行さしおかれしを、寶永の頃被廢、下田の奉行を、享保の頃浦賀へ移されたり。その外寛永の大猷院様御代海邊御備之事、殊に御心を盡くされ、北條安房守、福島傳兵衛などに仰せて、調らべけるうちに、猷廟薨せられて、この御沙汰止にけり。今知るものなし。
然るにこたび予建議せしに、その時の書圖など、今の福島持ち傳へて出し、その上海邊備向嚴重たるべしと、兩度程觸達して、時々とり見分なども可被ニ差遣一と達ければ、萬石已上之身、手當船かず、その外書付出す。力に及び難きなどは、又伺書を出す。これにても半國程の御備は、成にける。
紀州よりかねて 有徳院殿(吉宗)紀藩にならせられしとき、漂流之御手當有

之しとて、詳しく書付出る。予がこの時取調へ候大意、並に處置に露違ふことなし。

(原註 異國船來りしときは、やわらかに引とめて、召しとらん、手向ひすれば打拂ふなどの所置也。皆人恐悦の至り、御本望に候はんなど、同列も予を賀しぬ。)

さて予かねて建議せしは、房總などに遠國奉行を可被置にも、常は何のつとめもなければ、(原註 此海邊御備御用が、り、わざく去年予に被仰付)後には極めて外の奉行の老たる、又は算利に精しからざる徒などの轉すべき職となり、下役なんども、只漁夫農夫の如くなるべし。さればせんなし。今寄合の衆の内、萬石已上のあと名跡にて、召し出されしもの多かるべし。此内の人を猶も擇びて、代々五位に被仰付、一ヶ所に兩人づ、も土著なし、千石程の高、少なきは御加増を被下可然、其下役は小普請の内、百俵已下御目見已上を海手上番とし、御役料など被下被遣べし。御目見已下、上下格の五十俵以下を下番として、これ又土著にす。一ヶ所に二三十人も可被遣。左すれば其の

遠國奉行の施設論

屋敷は上りて、火除地の代地となるべし。その人も是まで數代、御足高にあらざれば、御役出なりがたき事にも、代々御役料被下候は、ありがたく、ことに弓炮修行の爲には、漁業をなせば、船上の働など後々はすぐるべしと、詳しく云ひ出せしに。實に奇妙の建議とて、人々服しぬ。(原註 此の外詳しき事は略しぬ。)尤重きかたぐへも伺の上、上旨伺ひしに許可せられけり。

(原註 此の建議の前には海船修行として、御船手同心十人廿人づ、年々浦賀邊へ被遣、漁業修行ありし。その上は關船皆朽廢に至りしを、御儉約とて、かゝるもの可被三拾置には無之とて、御修覆させし也。猶建議して、御鹿狩、追鳥狩などの事はあれども、御船の訓練はなきなり。よて引綱御獵と名づけ、年々品川の海にて、船々訓練の爲を建議したりけるに、此も上旨にかなへりけり。)

この外、蝦夷御取締の事など、追々建議せし也。(原註 此も皆々可然とて何しに、上旨にかなへり。重き御方々も、甚御同意と御答來りけり。)

海邊伊豆の島、箱根、山中等見分として、かゝり御役人巡見畢て、予も見分として相こす也。

船手訓練建議

定信海防
の見識

以上は、定信の海防に關する、在職中の施設、及び建議の梗概だ。其の方法に就ては、一日の實際に徴して、頗る迂濶に禁へざるものあれども、云はゞ林子平の言議、五十歩、百歩に過ぎず。要するに、彼も決して海防に無關心でなきのみならず、彼の位地相應の見識もあり、將た又た其の時勢に處する丈の責を盡したとは、明白である。

第三章 本多利明と其の對外思想

【一五】本多利明

日本開國
先進者

利明の學
問

加模西葛杜加記を著はし、蝦夷開墾、開國貿易を唱へたる工藤平助は、林子平に比して、四歳の年長者であり、而して西域物語を著はし、當時に比類なき帝國主義を主唱したる本多利明は、林子平に比して、八歳の年長者である。本多利明は、當時に於て、固より林子平ほどの聲明を博しなかつた。然も彼は、日本開國の新曙光を望む先進者として、特筆す可き一人であつた。彼は越後村上の産にて、十八歳にして江戸に出で、數學、天文を修め、又た山縣大貳に就て劍術を學び、二十四歳にして、江戸音羽に塾を開き、徒に授けた。自から經世實用の學者を以て任じ、後には天下を周遊し、更らに蘭書に就て、航海術を修めた。而して彼も亦た北邊の警あるを察して、當時先見の士と與に、

利明の蝦夷の知識

大いに北地に著眼した。天明五年、田沼時代、當時の勘定奉行松本伊豆守秀持が、其の屬僚をして蝦夷地を探検せしめ、擇捉島得撫に赴かしめたが、利明もその一行に加はらんとして、病の爲めに果さず、門人最上徳内をして、代りて赴かしめた。彼が寛政四年の上書には、

私儀北越出生之者故、壯年之節は、水主に紛れ、度々渡海仕候。蝦夷土地風俗人情之儀、能く奉存、五十歳之今日迄も、開發之仕方、晝夜心底不ニ相離、工夫凝能、在候。

定信に意見具申

利明の著述

と云うたのは、決して誇大の空言ではなかつたらしい。彼が時の執政松平定信にも、蝦夷開發の意見を具申したとは、「白川君へは、取次を以て、極御内々此通りの書奉入ニ貴覽一候」と、彼が水戸の立原翠軒、小宮山楓軒に與へたる書中にも、明記したる通であれば、疑ふ可き餘地はない。彼の意見は、經世秘策、西域物語等にあり。別に四大急務の上書あるが、そは

西域物語の目的

經世秘策の趣旨を、繰り返したるものに過ぎない。而して其の對外政策として、最も著明なるは、西域物語だ。此れは其の卷末に、寛政十戊午秋八月下菰鈍齋謹誌とある。魯鈍齋は彼の號だ。而して寛政十年と云へば、松平定信辭職約五年の後だ。即ち海國兵談刊行七年の後だ。此著の目的は、其の序文に示してゐる。

此書は、日本と支那と西域との事を、ありの儘に記したる書なれば、故障も多くなるべけれども、それを遠慮せず、餘りに遠慮すれば、理非混雜して見分けがたし。因て恐れをも顧みず、國の爲、家の爲になるべき事は、迂遠なる事、手戻することは、悉く省き去り、理は是理なり、非は是非なりと、則そこでの面にいひ詰、或は誹謗する様にも聞へ、或は惡口する様にも聞へんが、下として上を謀りたる科、遁れがたけれ、昔より是を恐る。道を守る人を賢者といひて、世の賞を得、左なきは皆災に係て空くなりぬ。是れ此朝制の重ければなり。然ば如是の大事を記たる書は、其心してせざれば災

又通るべからず。たとへて怨敵たらん人々の手に渡るとも、私欲の爲にせしか、又は國家の爲に策りたる乎、其始末を能く熟讀し、能く検査あらば、慈愛内に萌し、可否も亦瞭然たらん。是亦日本に生を稟たる人の持前なればなり。固より生質愚暗なる心より、當然の道理に迫り、和漢西域の事をごた交せに、有の儘に其大概を記し、西域物語と題す。三域の事をいへども、和漢の事は、人々俱に知る所なれば、只西域を用て、標記とせり。因て是を序とす。

維時寛政十戊午秋七月中旬

魯鈍齋謹誌

止むに止
まれぬ著
述

とある。此を一讀して、如何に彼が首を畏れ、尾を畏れ、惴々乎として、此書を著述したかゞ判知る。惟ふに近く林子平の例もあれば、彼が心配も決して偶然ではなかつた。然も止むに止まれぬ慨世憂國の精神は、彼を驅りて、此の危険をも冒さしめたのであらう。

利明の心
配

彼が友人に與へたる書簡中に、「妬奸讒佞之徒、前後左右に附纏ひ、實に火宅之

境界、片時之安堵無之」と述懐したのを見て、如何にも同情に禁へざるものがある。

利明の學

私曰、本田(多)利明なる者は北越の産にして、北夷生と號し、理數道人と稱す。即明玄算法の撰者今井官藏兼庭が門人なり。千葉陽生(歲胤)と同門なり。關孝和が末門なり。藤田定資が輩とは別派なり。當時加州金澤侯に仕ふ。(大原反覆論)

【一六】西域物語(一)

其の内容
西域物語は、寛政年間の著述としては、最も意義ある書である。その内容に至りても、三國通覽などとは較べものにならぬ。その名西域物語と云ふも、實

實は世界大勢論

は世界大勢論とも云ふ可きものにして。地理の上から歐洲諸國の現狀を説き、更らに日本との交渉に及び、最後に日本が、如何に之を處分す可きかを語りてゐる。但だ斯る大膽なる著述をなして、其禍を被らなかつたのは、畢竟彼が廣く之を天下に刊行しなかつたからであらう。云はゞ彼は決して宣傳者でなく、立言者たり、而して或る機會に於て、實行者たらんことを、心掛けたものであらう。

固陋僻見

我邦の人、西域のする事も辨なく、和蘭陀國は畜生國なり、日本人抔と異なりたる事は、年十三歳より大人並に壯にして、年四十歳前後に死るといへり。大に左には非、日本の人と、其壽異なる事なし。是れは彼が開卷冒頭の句で、此の如く彼は固陋頑僻の風を喝破してゐる。而して是れ我國が支那かぶれして、支那以外の國をば、夷視したるが爲めと云うてゐる。

國初以來、支那の書籍の外に書籍なし。是を熟讀し、其の意味を會得してよ

自ら疚しとせざる學者

り、智見を開きたる國風なれば、支那の外に國々ありても、皆夷國にして、聖人の道あるまじく、聖人の道の外は人の道に非と、一圖に凝固りたる風俗なれば、外に入なる承事ありても、承引する人鮮し。彼は確かに支那以外にも、諸國あり、所謂支那の聖人の道以外にも、道あるを知りたる、先覺者の一人であつた。彼は實に明白なる事實を、其儘に受入れて、決して自から疚しとせざる學者であつた。

それ我日本國は……亞細亞洲の東端に所在して、一の小島なり。……我日本の人は、先胤より米のみ食用とし相續せしゆへ、米のなき國は皆惡國と一概に思ふなり。其心根より萬事をおもひやるゆへ、齟齬する事多し。彼の立言の調子は、先づ此の趣である。

或侯に客ありて招を得て伺公せしに、客たる侯、小子に對して曰、ヲランダは夷狄なれば、聖人の道は不可知、人に似て人に非ず。早くいへば獸類に

支那學識入者の無

疑ひなし。然るに細工物に至つては、精微にして、其巧み奇なり妙なりと。小子答曰、獸類にても精密に至つては、思慮の外にある者をといひて、饜に入らるも、一笑に餘あり。愚推察するに、此候も支那の學問に深く入て、彼風俗に能染たる仁才ならんと、胸中に蘊積して黙しぬ。

歐洲諸強國

彼は歐洲の諸強國を擧げて曰く、

扱又歐羅巴洲の内、最隆の國々を揚て、其大概を論せん。

- 一、諸爾格 一、魯西亞 一、意大利亞 一、波羅泥亞 一、入爾馬尼亞、
 - 一、拂良察 一、伊察巴尼亞 一、和蘭陀
- 右八ヶ國は、歐羅巴洲中の隆の國々なり。何れも外國に屬國多くありて、大豊饒にして剛國なり。ゆへに萬民皆石家作の住居なり。自國の力を以てのみして、大業は決して出來せぬなり。

利明の眼識

彼の眼識は、既に拓地進取に透徹してゐた。此れは歐洲に於ける列國の植民地

當時の學者の針

政策が、何時の間にか、彼の思想に影響を及ぼしたるものであらう。或人小子に問を設て曰、西域は皆夷狄なれば、聖人の道はしるべからず。何に因てか國を治候やと問へり。小子答曰、地球世界の事は、廣大なる國々あれば、聖人は何程もあるべし。今現在なる聖人も、幾人もあるべし。天下の大世界は廣大なれば、淺智の及ぶ所にあらず。如何にも痛快を極めてゐる。聖人は支那に限り、支那は孔子に限るものとしたる當時の學者に、此言を聞かしめなば、彼等は如何に驚異を以て、之を迎へたであらう。林子平の放言高論も、未だ西域物語の著者程、思ひ切りたる言を吐きたる例がない。

【七】西域物語(二)

利明意見
の面白味

開國進取
論

本多利明の意見は、獨創的と云ふよりも、寧ろ月並的でない所に、妙味がある。從來の行掛りや、世間の思惑に頓著なき所に、其の眞面目がある。

彼は鎖國の世の中に於ける開國論者だ。開國と云ふよりも、開國進取論者だ。日本船も昔は支那の浙江、廣東より安南、交趾、占城邊、赤道直下の南洋の諸島邊までへ渡海交易して、國用を達し、外國船の渡來を不俟に。如何の趣意ありてか、追々停止となりしより、異國の産物拂底となり、日本の金銀銅餘多く拔行く故、これを停止せんとする策ならんけれども、却て多く拔行たるか。願くは此制度今に不絶、日本舟與國渡海交易ありたらば、今程は渡海の法も開け、且金銀銅もかほどまで、多く拔行ことなく、國家も富て、今の如く、良田畑を亡處する事もなく、西域に見倣、石家作杯もいつの間にか流行して、都會の地は、大概石家作とならん。火災の憂を知らざるに至ん者を、停止なりしは日本の不幸なり。此火災の一費自然に省けても、莫大なる手戻を除くに依て、國民も二百年來の治平の恩澤により、次第増殖して、日

石家作
停止の損

歐洲諸國
富強の源

自然治道

本周廻の諸島に迄溢れ、世話なしに獨開して、皆日本の屬國とならん。西域に不劣大良國となるべき者を、あたふたをせしともいふべし。

此は鎖國に就て、過去を顧み、現在に徴し、更らに西域諸國と、我國の現状を對照して、其の慷慨の情を陳べたるもの。

租税を強く取て、其國の國務に達せんとすれば、國民疲れて立がたく、是を厭ずに非道すれば、次第に國民損亡して、田畑山川海の産物次第に降減する者なり。左すれば、我國の力を以てのみ治れば、如レ斯の災害通れ難きゆへに、是非ともに他國の力を入れざれば、何一つ心底に任する事はならざる者なり。故に西域にては、治道第一の國務は、渡海運送交易を以、帝王の天職なれば、至て大切に、官職有司も殊に嚴重に守護するなり。故に天下萬國の金銀、財寶、珍産、良器、皆歐羅巴に群集せり。

此は歐洲諸國が開國進取して、各々其の國々を富強ならしめたる實際を語るもの。彼は之を名けて、自然治道と云ふ。

然らば撫育の道は、渡海運送交易にありて、外に良法なき事明なり。小に取は我國内、大に取は外國迄に係る。是國に益を生ずる密策なり。名て自然治道と云ふ。

彼亦た歐
洲買取り

彼も亦た恐らくは歐羅巴を買取りたる一人であらう。然も鎖國の弊を濟はんとするには、劇薬を用ふる必要がある。彼が外國を讚美し過ぎたのも、或は其の劇薬の類であつたかも知れない。

漂著實は
著岸

近年日本の周廻へ異國の船舶、繁々渡來するを、日本の人は漂著せしといふ。漂著にてはなし、わざに着岸するなり。其の著岸の舶、いつも國印の幡を建て、本國を名のるなり。彼國にては各國印の幡ありて、日本の武鑑の如く、版に彫て諸國へ持渡、其港々へ施しあたふ。故に其國印鑑を以遠海を渡るをも、一視瞭然たり。

破的の言

此れは正しく當時に於ては、一隻眼を具へたものであらう。「漂著にてはなし、わざに着岸するなり」の一句は、破的と云はねばならぬ。固より事實漂著のも

探長補短
の説

のもあつたであらう。されど外船が、日本の周廻に來り迫りつゝ、ある形勢は、決して見逃がす可きではなかつた。

天地の理を究んとならば、數理推歩の學を窮て後、西域の書を以て、其理を得るを近しとせん。……然るに偶にも窮理學を好む者あれば、異學異説の徒と名づけられ、諸人に忌嫌る時勢なれば是非もなし。因て心得あるも、吾も人も黙していふ人なし。支那日本未だ國初以來經歷數、西域に比すれば、半にも至らず。西域は舊國なれば、世務、國勢、能整たるなれば、西域の善なる美なることを取て、我國の助とするこそ本意なれ。此れ亦た餘りに歐羅巴を買取りたる言にて、歐羅巴が、支那日本よりも舊邦などとは、受取り難き言であるが、然も其の善と美とを採つて、我用と倣すは當然の論である。

利明の蘭學

本多利明、航海の術疎にして難船多く、人命を害すること少なからず、又貨物の運送常に滞ること
を歎き、蘭書「ゼエハルト」を譯し、一書を著し、名づけて大測表と云へると自らいへり。(楓軒偶記)

【二八】西域物語 (三)

日歐比較
日本武治
の所以

本多利明は、日本と歐洲諸國とを比較して、左の如く云うてゐる。
兩刀を帶する國は、大世界になしと聞く。然ば異國皆日本を恐るべしと思
へり。淡く無分別なれども、神武帝の御密策に因てなり。其實は日本は小國
にして金銀多し、他の夷狄の爲に奪れ安し。武を以て治たれば、宜からん
と思召、武道を御建立ありたるならん。其驗し三種の神器とやら、神璽、寶
劍、内侍所を以て、此の國代々帝王の御守りとはなれり。是武國の證據にし

西域政治
の所
念入の所

て朝政ならん。西域は左様にてはなし。はて限りもなき大造なる國續なれば、
庶人の内にも、智者ども諸國へ渡り歩き、政事を評議するゆへ、少しも筋違
たる事は、誹謗し讒言するゆへ、他國より怨敵起るゆへに、互に國々に政事
に念の入ること、至て嚴なり。

平民政治
讀美

此れは暗に歐洲の政治が、平民政治であるが爲めに、能く治まりてゐることを、
示したものであらう。

爰に話あり。彼國の人、日本家作りに出生する子は、草木にあやかりてか、
必智慧脆く淡薄なり。石家作りに出生する子は、金石にあやかりてか、必
智慧賢く達才なり。萬國を經巡り人情を試見るに、皆如斯といへり。此言
妄言にはあれども、信ずるに猶餘りあり。

西洋かぶ
れの言

如何にも西洋かぶれの口吻がある。支那にかぶれざれば、西洋にかぶる。支那
を理想の國家とせざれば、西洋を理想の國家となす。此の習氣は、西域物語の
著者にも、全く脱しきれなかつたものと見ゆ。

歐羅巴の大國

日本人の無智

善々敷

歐羅巴の國々は、本國は小國なるもあれど、屬國多くある國を指て大國といふ。爰にエゲレス國は、赤道以北五十餘度より六十餘度に過ぎず。東西は十度を跨ぐといへり。土國の幅員凡日本國程あり。氣候日本より遙に寒國なり。日本の東奥蝦夷、カムサスカと云ふ大國あり。赤道以北五十一度より、七十餘度に至る大國なり。此カムサスカとエゲレスと氣候相等し。日本の人は、松前の奥は寒國にて、五穀を生せず、住居も出來ざる所なり。杯といふ人は、餘程の儒なり。甚しきに至ては、蝦夷は外國にて、人物杯も違ひ、眼額上に只一つあり、其光電の如し杯といひ、渡海の船漂著するとも、本國へ決して戻ることなし。殊に寒國にて、冬極寒に至れば、死杯と云へり。

是等の人は、餘程善き人にて、物の道理も辨へて、人を教導し、素讀でもして人の師たるにも、間々あるなり。只今の風俗にて、苦々敷にあらざるや。天文、地理、渡海の學に暗さゆへなり。此學に暗くては、開業の大端杯は、夢にだ

松前注意の理由

モスコビヤの蝦夷撫育

もしるべき様なし。彼は實に此の如く憤慨した。然も此には理由がある。彼は實に時事に就て、齒痒く思ふものがあつた。

松前は赤道以北四十度にして、支那の都、順天府と氣候相等し、故に百穀百果の土産も相等し。周廻凡そ千里弱、開業成就の上は、當時の日本の國産程は出來すべし。それが日本へ入り來るに於ては、只今の時勢に倍増すべし。國家に豊饒を副ゆる大なる助にて、捨て置くべきにあらず。捨置けば異國に歸し、捨置ざれば日本へ歸し、左すれば遂には開業成就して、國家を保持する本意に協ひ、日本と異國の境界も自然と立て、國家守護の天職に叶ふなり。

打捨てある故、安永の頃よりモスコビヤの吏渡來して、此有様を見透し、土人未だ人道を得ずして、困苦するを救助して、モスコビヤの屬國となさんとの密策を以、本國より器財百物を齎し來り、土人を撫育し、國產を取て交易し、人の道を教示するに因て、土人悉く信服して、モスコビヤに從屬する者、

ハンペン
ゴロ注進

カムサスカより、南洋の東蝦夷凡二十餘島に及べり。
明和八卯年に當り、歐羅巴人バロン・モリツ・アラータル・ハンペンゴロといふ者、カムサスカより松前島、奥州仙臺沖、常州、總州、房州を経て、阿州へ碇宿し、滞留の内、阿州侯の恩恵を蒙り、是を出帆して、後再び薩州の大島に碇宿して、日本にて恩恵を請たる報謝の心を以、注進狀を呈したり。

注進趣意

モスコビヤの勢漸
次南侵

其趣意は、今モスコビヤより、日本の東蝦夷の諸島を侵し掠めん萌あり。今の内其用心ありて、彼島々へ一船を出し、守護あらば無難なるべき旨を、横文字を以記し、長崎在留のヲタランダの加比丹にあて出したるを、薩州侯の有司、請取て時の崎尹夏目泉州侯へ斯と述、彼注進狀を出したるに因て、泉州侯も容易ならざるにより、屬官と議して、東都の嚴令ありて、彼是の浮説もありたれど、程なく其沙汰も消失たり。今按るに、ハンゴロドが注進教示の如くあらば、カムサスカより南洋二十餘島も無難にあり。夫より手を引

深慨知る

ず介抱あらば、今程は其驗もあらんものを、今にてはモスコビヤの屬島となりたれば、取戻さんも手重になり、捨置ば末の末に至ては、如何様の災害とならんもしれがたし。他國を侵しても、本國を増殖せんこそ國の務にて、我國の屬島を無残に他國へ奪取るといふは、論も評も絶果、大息して止。以上讀み來れば、著者の深慨の存する所を知り得らるゝであらう。姑息偷安、日一日と、我が領土、若しくは勢力範圍が、外人に侵蝕せらるゝを見てゐては、とてもその儘黙止する譯には參らない。

【一九】本多利明と林子平

利明の急
激突飛

若し林子平の言が、誇大であつたとせば、本多利明の言は、より誇大であつた。若し林子平の言が、無遠慮で、傍若無人であつたとせば、本多利明の言は、更

らにそれに輪をかけてゐた。然るに前者は罪せられ、後者は免かる。是れ果して何故ぞ。そは子平は天下公衆を相手とし、本多は單に其の相手を擇んで、意見を表示したるが爲めであらう。而して對蝦夷の政策に就ては、兩者は殆んど同一方針をたどりて、然も本多の説が、詳審、精細であり、而して更らに急激、突飛であつた。

子平の蝦夷知識

要するに、林子平の對蝦夷政策は、三國通覽圖説にも明記したる如く、安永の初年に小子(子平)松前の人と、旅宿を共にす。其人名は六兵衛終夜蝦夷地のことを問しに、彼人數條の物語の上、蝦夷人は悉く日本を慕て、本邦の風俗たらんと欲する者多しと。又其地に金銀山及び砂金の夥く出るとを語り、又オロシヤとやらん云る國より、あやしき人來ることありと聞及ぶと語れり。

蘭人の言を聞く

其後、安永の末年、小子肥前の鎮臺館に遊事して、崎陽に至り、和蘭人アニレント・ウエル・レ・ヘイトに逢ふ。ヘイト語て曰、蝦夷は日本と一條の海

水を隔たれば、其地勢、別國に似たれども、併ら日本より少く招諭せば、上國の風を望て、其俗忽ち變化す可し。其俗變化せば、其國悉く日本の分内となるべし。和蘭は云に不レ及、歐羅巴諸洲の風にて、遠く萬里を隔たる國をさへ、能招諭して歸服せしめ、己れが分國となして、永く本國の助とす。然る故に近頃歐羅巴の莫斯科未亞、遠く北海を越て、蝦夷を招諭するの志ありと語れり。

子平の蝦夷招諭論

此二子の言に因て熟思へば、蝦夷をば早く招諭すべし。早くせずんば後世必、莫斯科未亞の賊至べし。其時臍を噛とも遅からん歟。竊に憶は、風を移し俗を易て、一州を経邦し、其金銀を取て、上國の寶貨を増、其九百里の地を招て、上國の郡と爲の術有に似たり。然と云ども尋常の商估、舟人の輩に不可レ説、術ある商估、舟人等に會て、口自ら語るべし。只心憎きは莫斯科未亞の姦賊等、先達て蝦夷地に入て、上國の商估、舟人等を拒むとあらん歟。若拒むとあらば、速に其赤賊を塵にし、災の根

本を除て後、快く教諭せば、前文の如く、其俗忽ち上國の風に移て、遠くカラフト迄も、松前に等き風俗となるべし。然るときは、金銀を得て寶貨を増而已ならず、其九百里の地、悉く上國の郡と成て日出度こと、此上もなきことなるべし。是又商估、舟人等の大義なる哉。

利明に先
年十二

此れが三國通覽圖説に掲げられたる、子平の對蝦夷策だ。而して此書は、天明六年の刊行にて、西域物語の出で來りたる、寛政十年に先だつ十二年だ。されば如何に本多が、獨創的の意見を吐くも、其の林子平の跡を趁うた一事は、到底免かれ難き事實と云はねばなるまい。

兩人共に
露國を恐

子平は蝦夷を招撫するを主とし、本多は蝦夷を我有とするを主とす。而して兩者の憂としたるは、實に露國にあつたとは同一だ。但だ子平は露國の禍の將さに至らんとするを憂へ、本多は既に到れりと爲してゐる。子平は未だ晚からずとし、本多は既に晚しとしてゐる。されど既に晚しとしてゐるも、本多は若し日本が、國力を此の方面に傾くるに於ては、尙ほ及ぶ可しとしてゐる。其の意

露國警報
由發起の

鼓吹第一
子平

見は、更らに項を改めて掲ぐるであらう。

要するに露國に對する警報は、所謂ハンペンゴロが、日本在留和蘭人を透して、之を告げたるに始まり。而して和蘭人が、其の獨專の利を奪はれんとする豫感や、其他の事情、若しくは理由によりて、頻りに之を日本の有志者に吹き込みたるに及んで、漸く世間の注意を惹くに至つたものであらう。然もそれを眞面目に受けて、張膽明目、之を天下に鼓吹したる第一人者は、林子平であつた。本多の如きは、縱令其風を聞いて興つた者ではないとするも、然も最初の開拓者として、子平に其の一步を譲る可きは、當然であらう。乃ち如何に其言は孟浪、杜撰の點があつたにもせよ、對外政策、對北邊政策を高調したる功は、實に林子平其人に歸せねばなるまい。

【二〇】本多利明の經綸

利明の蝦夷買被り

或る意味から云へば、本多利明は、蝦夷以北一帯を、餘りに買ひ被つてゐた。彼は世界の寶庫が、此の方面に存するものと、獨斷的に定めた。此れは林子平が蝦夷を、金銀銅の出づる國となし、『砂金のある地は、十里、二十里も、土地一面に生ずる也。ハボロの砂金は、海底より打上ると覺へて、西北風の大荒したる後は、海濱四十里の間、一帯金色をなすと云り。』と語りたると、相距る五十歩、百歩の類であらう。

カムサスカカ移都論

却説、本多利明の經綸策は、左の通りである。日本の天下第一の最良國となるべき所以を論ずれば、神武以來凡一千五百歲の内、漸々諸道も具足せしに乘じ、カムサスカの土地に本都を移し、(原註 赤道以北五十一度なり、エゲレスの都ロンドンと同じ、故に氣候も相等し) 西唐太島に大城郭を建立し、(原註 赤道以北四十六七度なり、フランスの都パリスと同じ、故に氣候も相同じ) 山

日本人口問題

丹滿洲と交易して、有無を通じ、殊に大人參は、建州江寧府の産物なれば、隣國ゆへ何程にても下直に得て、國用に達し、交易に金銀を用ず、品物どしの遣取なれば、多寡は入用に任すべし。下庶民は救を蒙たる心地し、上の大利とならん。前後の大益となり、諺の如く、兩手に美物を得たるなり。彼の炯眼とも云ふ可きは、物價問題と、人口問題に就ての見解だ。物價の高下は、賤民の産業より出で、自然と立相場なれば、妄に綺ふ専ならざるものと云ふべし。

此の如く彼は、物價は治者の命令にて、勝手に左右す可きものでなきとを明らかにし、更らに日本の人口問題に、説著してゐる。即ち三十三年の間に、一人にて十九人七分五厘の人口を増殖するを以て、政事善、各産業の行支なき様に介抱し、養育するに於ては、三十三年の内に、日本を十九倍七分五厘押廣されば、産業不足する道理なり。勿論日本の内にも、空山曠野までも新田畑に開發せんかなれども、今ある所の十九倍七分五

開國進取の理由

厘は如何あるべきか。よしあるにせよ、夫迄に至る雜費食用に差支ることあれば、丈夫にはなし。自國の力を以て、自國の養育をせんとすれば、常に不足、強てせんとすれば、國民疲て、廢業の國民出來して、大業を破るに至る。爰を以て他國の力を容すしては、何一つ成就することなし。

商人所領の日本

此の三十三年に、十九倍七分五厘人口の増加と云ふ計算は、固より當てにはならぬが、然も人口の増加は事實だ。此の儼乎たる事實に面して、追々土地が狭くなるも、亦た必然の結果だ。その結果を先見して、それに備へんとするが、本多利明の遠洋航海、開國進取の政策の已む可からずとする所以だ。彼は當時の社會に就て、能く其の内情を洞察してゐる。

外見には、日本國中、武家の所領なれども、其内實は商家の所領なり。毎年一或は日本を十六に割て、其一を武家に與へ、或は二百五十六に割て、其一を武家に與へ、十六より二百五十六迄に割て、商家より武家を建置之道理なり。いらざる通用金銀を、國產不相應に多く作り出し、跡先の辨もなく、

十六割二百五十六の出所

カムサスカ經營策

手拂になるも構はず渡し切り、取戻んに、其制度なければ、しかたなし。其内に或は異國へ奪取れ、行衛なしになるもあり。日本に残りたるは、商家に奪取れ、永祿の長者たる武家は、皆困窮なり。金銀銅を盛に掘創しより、もはや三百年に及び、國民大骨折て、岩窟中の丹誠を、淡く脆く藥種類、砂糖、布帛の爲に投じ、異國に渡したるは、殘念とも口惜ともいふべき様もなし。日本に生を稟たる人、誰か是を歎かざらんや。

此の十六割と云ひ、二百五十六割と云ふは、出羽の米を、一萬兩にて江戸へ仕入來れば、十六萬兩に賣れ、其の十六萬兩を元手として、仕入れれば、二百五十六萬兩となる。即ち商人一萬兩の利得は、一年にて二百五十六萬兩となる故に、斯く云うたのである。

此の如く彼は縦横論議したる上、日本國の國號をカムサスカの土地に遷し、古日本と國號を改革し、假館を居へ、貴賤の内より大器英才ありて、徳と能と兼備の人物を選擧し、郡縣に任

じ、彼地に住居を構へ、開業に丹誠せしむるに於ては、年を歴ずして良國となり、逐々繁榮を副、終に世界最第一の大良國とならん。

と結論してゐる。

今で蝦夷取戻の秋

而して彼は今日を以て、恰も其の時機として曰く。

當時モスコビヤの吏多く渡來住居するとも、是にも構なく、元來日本の屬國の蝦夷土地なれば、渠も強て彼是にふこともあるまじ。よしやいふとも、前の道理あれば、道理に於て異議あるまじ。五十餘里の陸地の遠國といひ、唯今は大徳と聞しエイカテリナといふ女帝も逝去と聞ば、當時は蝦夷諸夷及カムサスカの土地を取戻すべき時節ならんか。郡縣諸有司の選舉は、大身、小身、陪身、庶人、匹夫を嫌はず、望ある者を擧げ用ゆ可し。望なき人の才能ありといへども、用をなさず。當時郡縣に任べき人物なくば、矢張有司を運び、兼帶せんも可なるべし。

社會の影響少し

以上看來れば、本多利明は、第一西洋かぶれを爲し、第二其の所見精確を缺き。

其の杜撰、孟浪の點に於ては、林子平と大差なきも。然も當時行き詰りた日本に、一の活路を指點したるは、實に其の時代に於ける、先見者と云はねばならぬ。但だ斯る意見が、當時の社會に幾許の影響を與へたかは、彼が一身上の禍を免れたるよりして考ふれば、寧ろ多くを望む可きではあるまいかと思はる。

利明の地理學知識

伊能忠敬測圖に合す

本多三郎衛門利明日、カラフト島、北極出地四十四度より五十一度の間にある。松前島は四十一度より四十四度の間にある。兩島の緯差十度、南北里程三百里あり、左れば其大さ日本に同かるべし。薩州鹿兒島は三十一度、奥州津輕は四十一度、緯差十度、南北互り三百里あり。以て其同を知るべし。予嘗て歴々利明が音羽町の宅に至りしに其談如此。下總佐原人伊能勘解由忠敬天文地理の學に精し、寛政中官命を奉じ海内を測量し、數年の間其圖作り呈上す。久保木蟠龍より其測量記八冊を借り寫すことを得たり。測量度類大抵利明が言の如し。然れどもカラフト島測量なし。これも定めて訛りなるべし。(「楓軒偶記」)

第四章 露國の東侵政策

〔三二〕 漂流民幸太夫、磯吉 (一)

何時とも
却しに困

幕府は和蘭人を透して來れる、所謂るハンペンゴロ (参照 田沼時代、三八) の警告の爲めに、一時眼を北邊に注ぎ、其の戒心を忽にしなかつたが、爾後小康の爲めに、何時とはなしに、殆んど閑却せらるゝに至つた。

年小康二十

所謂るハンペンゴロの警告は、一七七一年七月二十日附の書であつた。即ち明和八辛卯の歲だ。工藤平助や、林子平や、其他の蝦夷開發論や、沿岸防禦論や、若しくは本多利明の如き、カムサスカに日本の都を遷すなどとの、突飛なる論も、畢竟其後の事であつた。併しそれより約二十年間は、對外交渉として、兎も角も大なる事件は無かつた。而して寛政四年に至りて、露國船は根室に來りて、我が漂流民を送り返した。此れが即ちエリク・ラクスマンの、露國の使節

漂流民返還

漂流頭末

としての來航だ。

此事を叙するには、先づその漂流民に就て、語る必要がある。

勢州白子村彦兵衛手船神昌丸、船頭幸太夫、並水主磯吉事、十二ヶ年以前露西亞え漂流、此度彼國より送り來候趣、取糺一件。

と題して、漂流より歸還に至る顛末は、委しく當人等の物語を記してある。今まそれに就て、其の要領を摘記する。

駿河沖に
て颯に遭

右兩人共 (幸太夫、磯吉) 伊勢龜山領之内、南若松村出生之者にて、天明二寅年十二月同國白子村彦兵衛手船神昌丸と申船え、紀州御廻米を積入、佐次郎と申者上乘にて、人數都合十七人乗組、仕、同月十三日同所より出帆、仕候所、駿河國沖にて、西風にて下り候處、同夜半之頃、俄に北風起り、西風とせり合、罷在候内、船に積候俵其外取捨、吞水にも盡候に付、櫓の上へ棧を打、穴を明け、下へ請物を置、雨を待候處、折柄雨降り候に付、水には飢へ不申。其内七月十五日夜、乗組の内、儀八と申もの相果、

同月廿日朝小市と申す者、四方を見候處、山の様なるものを見かけ候得共、もや懸り候に付、皆々呼出し見せ候内、もやも晴、山あざやかに見へ申候に付、俵をほごしてわき帆を拵、繩二三房を楫にいたし、漸く彼山を目當てに乗付候處、一向に草木も無レ之島にて候得ども、通舟をおろし、薪少々米二俵並衣類其外を積、皆々乗て岸へ上り、山の方を心がけ参り候得ば、蝦夷人同様の者二三十人連にて、山の腰をつたひ來候て、右之内五六人私共側へ参り候。

カムチャツトカ漂著
始めて露人と接觸

此の島はカムサツカの東方アレウト群島の一なる、カムチャツトカ島であつた。彼者共の後につゞき、日本之道法にて半里程参り候處、山の上方に赤き衣類を著し、鐵砲を持候もの立居、五人(小市、利兵衛、庄蔵、磯吉、外一人)之者を見候て、其儘空筒を打、直に側へ参り、双方より色々はなし致候得共、一向に言語通じ不レ申候。

同類の病死

ペトロバウロウスに赴く

接觸した。右赤き衣類を著たるものは、露西亞國の王へ運上を上げ、右之島々アミシイツカえ「ラツコ」の皮、其外皮類を取り、あきない致し候者共にて、手代りを召連、所々島々へ渡り、渡世致候由に御座候。而して彼等の同類は、風土病に犯され、急速度にて病死した。彼是此島に半年程罷在候内、七八人病死致候。此の如くして彼等は、此島に彼是四個年を送つた。然るに偶然にも、天明七年の夏、露國臘虎船の通過するに遇ひ、之に伴はれて、カムサツカのペトロバウロウス港に赴くを得た。

天明七年七月十八日、アミシイツカを出船いたし、海上千四百里(但し五百間一里、日本の道法にては八丁餘に候)同八月廿三日カムシヤアツカへ著船、此所には蝦夷人同様の者住居仕候。露西亞の地績にて、日本にて代官と覺しきもの住居仕候。

活たる生

彼等は此處にて、食料缺乏の爲めに、頗る惨な生活をした。

一日に八人え牛肉五寸四方、米一合つ、相渡候に付、一向給足り不申、

旅宿の亭主申には、櫻の木皮をむき、上の黒皮を去り、甘皮を給候

様に申候間、右之通に仕給申候。

亦た三名

而して天明八年四月より五月にかけ、同船者の三名、亦た此處にて病死した。

病死

斯くて同年六月十五日、川船にて其の西岸チギリスクに赴いた。

チギリスクに赴く

【三】 漂流民幸太夫、磯吉(二)

イルクツクに赴く

幸太夫等は、天明八年八月朔日、チギリスクを経て、オホツクに至り、陸路ヤルクーツクを経、寛政元年一七八九年二月、イルクツクに達した。

途中の困

陸路の旅行は、殊更難儀であつた。

此所に十二日逗留仕候内、國王へ荷物等差上候旨、役人申聞、直に九月十二日、役人同道にて、此所を出立致候。

扱此所よりヤコウツカまでは宿も無之候間、食物其外馬の飼料等に至ま

で、仕度等致、夜中は木綿にて蚊屋の様なるものを釣、野宿いたし、漸々半

分道も参り候哉と存候處、雪降り候に付、木の枝を折、其上に皮を敷

臥申候。馬に乗り行き候にも、手足こぼへ候間、折々馬より下り歩行仕

候。同九月十一日、ヤコウツカと申所へ著仕候。

ツク著

此の如くして、ヤルクーツクに到着した。

イルクツク著

此所は北東の角みにて、六七八月の頃は、晝夜分り不申、日輪入候ても、日本にて曇候日より明るく御座候。

而して彼等は、此所よりイルクツククに向け出發した。

扱足輕體のもの差添、同年(天明八年)十二月十三日、ヤコウツカを出立候節、大き成そりの上え、箱番屋の様成ものを作り上せ、或は馬に乗替杯いたし、

日本の年號寛政元酉年二月七日、イリコツカと云所へ著仕候。

又一人を亡ふ

彼等はイルクツククに滞在して、歸國を請願した。此地に滞在二個年間に、又一人を亡うたから、當初十七人の者、今や五人となつた。

歸國請願容易に許されず

國王の都ペテルホルと(現時のレンングラード)云所迄、我々日本へ歸國の願差出候。……然る所右國王の都より返事には、日本へ歸國不致、此國に罷在候は、相應の役人に取立可申旨申來候間、又々歸國の願書差出申候。……二度目の返事には、此國は住居いたし、商ひ致候様、金子は國王より給し被下、年貢等も取り申間敷由申來候。又候三度目願書差いだし

候得共、翌々亥年(寛政三辛亥歲)正月迄相待候得共、一向沙汰も無之候に付。

露都に赴

彼等は此に於て、愈よ都へ出掛くることとなつた。

扱キリロと云人は、至て仁心の者にて、彼は心を付、朝夕の食事等旅宿へ送り候程にいたし吳候。……右キリロ申聞候は、兎角重役人共、國王へ

不申上候様に相聞へ、らち明不申候間、同道致、ペテルホルへ罷登り、相願ひ可申候間、支度致候様申聞候。……同十五日幸太夫、磯

吉、外にキリロ、並アタムレ、一人足輕體のもの同道いたし、都へ參申候。……最乗組の内、相残り居候もの五人の内一人、大病にて露西亞の

宗旨に相成申候。晝夜道を急ぎ、イリカウツカより、ペテルホル迄、道法

り五千八百二十三里、モスクワと申所に一日逗留、道中日數三十五日相懸

り、同年二月廿七日國王の都ペテルホルへ著仕候。……ペテルホルへ著

致可申三日目前、キリロ病氣にて以の外の大病に相成、三ヶ月程臥候間

病氣改宗者出づ

又病氣改
宗者出づ

病氣と改
宗との關

看病旁、歸國の願ひも打捨置申候。

一、乗組の内、利藏と申者、イリカウツカに残し置候處、大病相煩ヲ
ロシヤの宗旨に成、同年五月本服致し、國王の藥種積候船と一所に、ペテ
ルホルへ參り申候。

此の如く五人の生存者中、二人迄は大病にて、露國の宗旨に歸した。彼等の改
宗と病氣とが、如何に關係あつたかは、云ふ迄もあるまい。

歸國許可

抑も露西亞にては、何故に幸太夫、磯吉等を、露國に抑留と云ふ程でなくと
も、在留せしめんとしたる乎。此れ亦た日本方面の經略に就て、何等かの用に
資せん爲めであつた乎、否乎。其邊の事は、何とも斷言し難いが、兎も角も彼

【二三】 漂流民幸太夫、磯吉 (三)

等の願意は、達せられて、愈よ歸國の許可は下つた。

種々の品
物を賜は

一 同年(寛政三年)十二月九日、國王へ被呼出、役人を以、日本へ歸國の願ひ
相叶ひ候間、歸國可致旨申渡有之。且役人宅へ被呼候に付參り候
處、國王より金の玉の様成物に拵候。香箱の如きものと、煙草入一つ貫申
候。同漂流人取扱候役人宅へ參り候處、金の丸金にて、表之方に、當
時の國王の姿、裏の方に、元祖國王の形彫附有之候。根付、時計一つ貴申
候。

露都にて
の待遇

彼等は露都に九個月間滞在した。而して其間に於て、頗る持て囃された。此れ
は固より日本人が珍らしかつた爲めであらう。

一 ペテルホルに逗留中、所々重役人、或は大町人、其外諸國より集り候
諸役人方へ被呼、日々馳走に相成、食事杯も、旅宿にて致候事無之、重
役人度々城中へ同道致し見物仕候。
國王へも心易く度々參り嘶等仕候。國王の子息、其外女達迄、日本人珍

旅費馬車を賜はる

敷候故、側近く被呼、嘯致候事有之候。彼等は旅費を給せられた。馬車を給せられた。旅行には何の差支もないだけの支度が出来た。

一 幸太夫に金銀二百五十枚、小市、磯吉へ五十枚づつ、外に兩人へ銀の丸金の様成物一枚づつ、道中乗候「キピツカ」と申與の様成物二つ、並路次の爲、傳馬四疋貫申候。右旅銀乗物は、何もキリロに相願世話致もらひ申候。

露都出發

斯くて彼等は、いよく露都を出立することとなつた。

一 亥霜月廿六日ベテルホルを出立、キリロ、新藏同道にて、モスクワに日數十四日逗留仕、子(寛政四年)正月三日、イリカウツカへ著仕候。尤ベテルホルを出立前、重役人え被呼、當五月頃にも出帆いたし候様にと、國王より被申渡一候由申聞候。其外出立前所々より酒食珍敷肴等馳走に相成、彼是手間取り、同年五月廿日、キリロ、アダム通詞同道にて出立

根室到着

仕、同六月十九日ヤカウツカえ著仕候。同七月二日同所出立、八月三日オホツカへ著、アダム並大船頭等、彼國の者三十九人、並幸太夫、小市、磯吉、都合四十二人乗組致し、九月十三日同所出帆、同年十月十七日、東蝦夷地根室と申所へ著仕候。時分は日本の九月三日に相當申候。此の如く彼等は、天明二年十二月に日本の地を離れ、約十年振りに根室に歸著した。而して同行三人の小市は、

又た一人病死

小市儀、寛政五年本蝦夷地キイタニツと申所の内、根室と申所にて病死仕候。

歸朝僅かに二人

とあれば、彼は遂ひに本土を見ずして、根室にて死したのだ。而して彼等當初よりの一行に就ては、左の如く云うてゐる。

二人露國歸化

一 神昌丸乗組の十七人の内、十二人病死、残り五人の内、庄藏、新藏、大病にてイリカウツカに相残り申候。新藏は兩足ともに腐り、膝節より切り取、療治致全快仕候。兩足を木にて作り、繼足仕候。

日人破天荒の大旅行

而して今や根室にて小市病死したれば、本土へ歸著したものは、遂ひに幸太夫、磯吉の二人となつた譯だ。固より庄藏、新藏とても、日本へ歸るを好まぬではなかつたであらうが、兩人とも大病の故もて、露國の宗旨を奉じ。殊に新藏は兩足を切斷し、且つ兩人共に露女を娶り、彼地にて生活の計をなしたれば、遂ひに露國を墳墓の地と定めたものであらう。

漂流民御覽之記

漂流次第

寛政五年癸丑九月十八日、吹上御見物におゐて、去る天明二年壬寅十二月十三日、勢州白子を出船し、其夜駿河の沖にて、俄大風に吹放され、同三年卯七月廿日、魯西亞の屬島あみしつかといふ地

御見物所の模様

幸太夫服装

磯吉服装

に漂著し、夫よりかむさか、おほつか、いるからつかなどいふ地を經歷し、歐羅巴洲なる魯西亞國の都へ出、女帝に見へて許しを受、去年九月三日蝦夷のねもろといふ地まで、彼國の船にて送り歸されたる神昌丸の船頭、大黒屋幸太夫、同水主磯吉なる者を上覽あり。御見物所の正面に御簾を掛、御透見ある様に御座を設て、右の方の御側には松平越中守、加納遠江守、平岡美濃守、高井主膳正列座、其前に張出しを構へ、御小納戸頭取龜井駿河守、水野河内守、多紀永壽院、桂川甫周列座、是等は事の由を尋訪すべき旨を命ぜらる。次に御目附中川勘三郎、矢部彦五郎、此兩人は今日の執事なり。御座の御後には御小姓、御左には御小納戸群居なり。御白洲に床机二脚を居る。是は彼二人の者の爲に設けたるなり。扱午の初になん／＼たる頃ほひ、幸太夫磯吉を召出され、幸太夫齡四拾二、髪をば三つに組レ之、披に垂れ、黒き緒にて巻き、黒き氈笠をわきばさみ、襟には黄金にて作りたる小鏡のごとき物を掛、桃色の銀莫駄兒にて製したる筒袖の外套に、赤き玉の衣紐を施し、同じ織物の袴をばき、紺地の錦の緊身を著し、足は白き莫大の大小の上に、黒き百爾西亞革の深沓を履、魁藤の杖を突けり。磯吉は齡二十八、同じさまに髪を組、幸太夫が掛たるごとき物の銀にて作りたるを掛、笠取て脇ばさみ、紺紗羅呢の外套、銀の表紐を付、緊身は猩々緋に黒き縁を掛たるを著し、黄黒間道の天鷲絨の袴を著、白めりやすの上に深沓を著す。是は幸太夫が沓とは少しく違ひて、半より上げ柿色の革にて纏たれど、製作は同じ様也。諸共に笠を地に置、拜をなして床机に座したる體、更に此國の人とは見へず、紅毛人の形に髣髴たり。夫より彼貳人に問を下すことに、答ふる所的實にして、いさゝか虚説なし。誠に千古の一大奇事也。(蝦夷地初發記)

露國の標
民送還眞
意

〔三四〕 エリック・ラクスマン

抑も幸太夫、磯吉等の露國より送り返されたるは、決して彼等の願意が叶うたと云ふばかりでなく、其實は露國が彼等を引出物として、日本と交通を開かんとしたのであつた。云はゞ彼等は、日露交通の爲めに、一個の道具に供せられたものであつた。今少しく其の顛末を語るであらう。

ラクスマ
ンの東遊

エリック・ラクスマンなるものがあつた。彼は芬蘭人で、可なり有名な博物學者だ。彼は露都聖彼得堡大學の學術通信員として、一七六四年（明和元年）の頃から、東部西伯利を旅行し、豫て東察加半島から千島群島に渡り、更に蝦夷地方に赴きたい志を懐いてゐた。云ふ迄もなくイルクックは、當時露國が東方經略の

幸太夫一
行に遭ふ

ラクスマ
ンの運動

根據地であり、既に日本語學校さへ設けられてゐた。（参照 田沼時代、三四）さればエリック・ラクスマンも亦た、同地に滞在して、同地にある日本漂流民に接觸し、略ぼ日本に關する天然と、人事とを聞くを得た。而して時恰も幸太夫一行の同地に來るに接觸した。彼はいかで此の機會を見逃す可き、直ちに幸太夫等と交際し、その爲めに日本に就て得る所、少くなかつた。而して此を好機に、日本に使節を派遣す可き運動は、恐らくは彼によりて開始せられたのであらう。幸太夫等の物語にては、任意的にイルクックから露都に出掛けられた様に見えるが、（参照 二三）然も其實は、女帝エカテリナの命令であつたとは、左記によりて明白だ。

幸太夫は頗る聰明利發にして、當時露國の情態は、この無名の人物をして、社會に其名を知らしむるに至つた。……彼等日本漂流民は、初めイルクック市に送られ、該地にて厚遇を受けた。千七百八十九年（寛政元年）總督ビールは、これ等異國人の處置に關して、政府の訓令に接した。エカテリナ女帝は、幸

太夫を露都彼得堡に送ることを命じた。そしてエリック・ラクスマン教授は、此の遠來の珍客の爲に、東道の役を仰せ付られた。

〔史學雜誌、露國最初の遣日使節ラクスマン〕

ラクスマン建言の

右は瑞典人ラグースが、所記にかかる。此にて如何に當初より幸太夫送還に就て、エリック・ラクスマンが干係あつたかが判知る。惟ふに幸太夫の所謂キリロと云ふ者は、此のラクスマンを斥したのではあるまい乎。〔參照 二三〕

尙は幸太夫を露都に伴ふ可き命を奉じたラクスマンは、瑞典の博物學者ウイルクに向つて、
エカテリナ女帝陛下は、予の計畫を嘉納被遊候。日本商人幸太夫に徽章、金六百留、舍宅、賄料を御下賜相成り候。追てスラーワ・ロッシイ號（船名）にて、日本國に還送する筈に成り居り候。長男アダムは、日本國に渡航可致候。〔同上〕

エカテリナ女帝の野望

此れは一七九一年（寛政三年）露都發の書翰の一片だ。此の如くラクスマンの計畫

は、著々進行した。惟ふにラクスマン彼自身は、單に唯だ博物學者として、其の學術研究に必要な資料を採拾し、若しくは之を實地見聞せんが爲めであつた乎。將たより以上の志望や、野心を持つてゐた乎。そは何とも明言しかぬるが、然もエカテリナ女帝の目的は、決して小ではなかつた。彼女は必ず露國の勢力を、日本方面に伸張し、大いに英國や、和蘭と、極東に於て、其の利權を相争ふ可き地歩を占むるの、野望を懷いてゐたのであらう。兎にも角にも、幸太夫、磯吉等は、その圖として利用せられた。

【二五】 エカテリナ女帝の勅書

エカテリナ女帝の勅書を賜はる

エリック・ラクスマンの運動は、其効ありて、彼は露都に於て、女帝エカテリナに謁し、東方經略の意見を陳述し、其の結果として、一七九一年（寛政三年）九月

二十五日附にて、勅書をイルクック總督ピールに下した。今ま其の大意を掲げんに、

勅書大意

日本人を本國に還送する機會もて、日本と通商關係を開かんと欲す。此に就ては日本と海上の距離最も近く、且つ直ちに境を接する點に於て、露國程有利の位地を占むるものは、歐洲中他にこれあるまい。委細は幸太夫と同伴せる、エリク・ラクスマンに就て、之を聴取せよ。ラクスマンの建言を容れ、之に由りて我國の將來利益を受く可きを思ひ、其の計畫實行の監督を、卿に一任す。

其の項目

と云ひ、而して其の項目を擧げてゐる。今ま試みに其の中にて、最も重要と見

船員雇傭

る可きものを掲げんに、
日本訪問の爲め、オホーツク港にて、然る可き船一艘、熟練なる舵手一名、航海に充分經驗ある船員を、若干雇用せよ。左なくば近々ペーリング探検隊に加はれる、ピリングス船長一行と與に歸航の筈なれば、其中にて尤も完全

英蘭忌避理由

なる船を、其の船員と與に用ふるも可なり。
但だ船長には純露西亞人を用ひよ。若し其人無ければ、英吉利人、及び和蘭人以外の外國人を用ひよ。
此の英、蘭二國人を、特に忌避したる所以は、惟ふに當時此の二國が、東方に於ける露國の競争者であつた爲めであらう。

日本事情觀察の命

該船にて日本人を、總て官費にて、本國へ還送せよ。
それに就ては、ラクスマンの子にして、現にイルクック總督區に奉職し、天文、航海の知識ある者を選び、之に伴はしめ。航海中、並に日本陸上及び海上に滞在中、天文、物理、地理や、又た日本の商業に關する觀察見聞を、記述せしむるを要す。

國交希望の命

尙ほ日本に對する訓令としては、
日本臣民を還送するに際し、日本政府に對する挨拶、並に日本人が我が領土内に漂著したる當時の模様、日本人に保護を加へたる事、更らに我が領域及

諸港に渡航する、日本臣民に對しては、種々の扶助保護を與ふべきを保證し。露國は常に日本國と通商、及び國交を結ばんと欲して止まざる故に、露國は喜んで之に應ずべき旨を認めたる書狀に署名して、之を日本政府に送達せよ。

品物奉呈の命

而して更らに、猶ほ日本政府に對し、大なる好意を示すべく、國庫から二千留を支出し、然る可き土宜を購求し、之を卿の名義にて、日本政府に贈與するも宜しかる可し。

日本品購買の命

イルクック市の豪商、若しくは其の店員中より、然る可き者を勸誘し、隨行せしめ、日本國に於て需要ありと思はる、商品を選擧携帶せしめ、之を賣却し、日本商品を購入し來らしめよ。此の經驗は、將來對日貿易上、大いに裨益する所あるであらう。

歸化日本人處置の命

正教の洗禮を受け、幸太夫一行と別れて在留す可き、二名の日本人(庄藏、新藏)は、日本語教授とし、イルクック小學校附屬の校舍に居住せしめ、相當の俸給を與へ、差寄り同市神學校生徒中より、五六名の學生を選擧して、日本語を學習せしむ可し。

幸太夫等への賜品

幸太夫には金貨百五十枚、金製徽章、外にエカテリナ女帝より、特に金時計を下賜せられ、二名の日本人には、各金貨五十枚、及び銀製徽章一個宛、を與へられた。

露品携帶

我が政府へ贈る可き土産物の爲めに、露國政府から支出したる金は、二千留に過ぎなかつた。然もそれより小銃、洋刀、鐵器、織物、硝子器、其他露國の特産物を、可なり澤山に買集めて、携帶するを得た。(史學雜誌)

【二六】エカテリナ號根室に投錨す

アダ
ダム
スマ
ン

却説もエリク・ラクスマンは、一七九二年（寛政四年）の初め、露都からイルクックに還り、總督ピールと種々の打合せをした。而して其の使節には、彼の一子アダム・ラクスマン中尉が選定せられた。彼は北部沿海州ギチギンス守備隊長を勤むる、二十六歳の青年であつた。彼は父の學を承けて、博物學には通じてゐたが、然も此の如き露國と日本との通商とか、國交とか云ふ、大なる役目を果す可き使節としては、果して適材であつた乎、否乎。エリク・ラクスマン傳の作者ラグースは、

父ラク
スマン
の爲オ
ホホ
ツク海
向ふ

此の人選には異議があつた。その選舉は、親子の情愛の爲めと見做した。併しその結果から見れば、青年中尉は、能く其の任務を全うした。と云うてゐる。斯くてエリク・ラクスマンは、一七九二年六月十三日附にて、總督ピールが、ラクスマン中尉に與へたる訓示を齎らし、使節出帆準備監督

一行人数

旁、イルクック市を發して、オホーツク港に向つた。一行の乗船エカテリナ號は、一七六八年（明和五年）北氷洋探檢に使用せられ、爾來又たアレウト群島を航海したる、歴史村の兩桅木造船である。船長には純露國人を用ひよとの訓令通り、オホーツク港務局長グリゴイ・ロフツオフを用ひた。彼は冒險的航海の經驗は持つてゐたが、航海術に精通した者ではなかつた。舵手二人、水夫二十名、兵卒四名、日本語通譯、測量者、製圖師、商人等を合せ三十九名。外に幸太夫、磯吉、小市の三名があつた。

青年使節
派遣理由

抑もエカテリナ女帝が、二十六歳の中尉を使節とするに、同意したのは何故であつたらう。そは女帝は、ラクスマンの建白を容れたものゝ、其の結果に就ては、疑を懐いた。鎖國主義の日本を、直ちに開國とするの容易でないとは、彼女も知つてゐた。されば此度の使節派遣も、露國政府直接の仕事でなく、寧ろ非公式的なる民間の事業の如く、装はしむるを得策としたるが故に、大官を特派するよりも、却て青年中尉を便なりとしたものであらうと、ラクスマンは解

第四卷 且天國百カ裏リナ號根室に投錨す

エカテリ
ナ號出船

國後南端
投錨

根室海岸
に移る

説してゐる。是れ或は中らざるも遠からじ。

エカテリナ號は、萬一を慮りて、甲板に大砲を装置した。而して一七九二年(寛政四年)九月二十五日、オホーツク港を解纜し、日本に向うた。其の往復は約一箇年の豫定であつた。當時エリク・ラクスマンと、幸太夫との離別は、實に一齣の愁嘆場を現出した。幸太夫は小兒の如く泣き潰れた、予は自費をもて、出來得る限り彼等に満足を與へたとは、ラクスマンが記する所。

エカテリナ號は、出帆後間もなく南方に向つて馳せ、聖イオニ島を横に見て、漸く針路を東に轉じ、十月九日に至り、千島群島の島影を望見し、尙ほ東南に航する二晝夜にして、國後の北峰に達し、南航して國後と北海道との間なる海峡に向つたが、天候險惡にして、此の海峡を通過すると難く、十月十八日に至り、國後の最東端を回航するを得、國後海峡に入つて南東に航し、同島の南端に投錨した。

國後の南端は、投錨に不便であるから、其の適所を見出す爲め、十九日には、

根室入港

其の對岸北海道根室の北部海岸に渡つた。一行は地理偵察の爲め、海濱に端舟を派した。アイノ等は恐怖して、逃れ隠れんとしたが、一行中の一人が、アイノ語を以て呼び掛けたから、漸く安心して再び海岸に立ち返つた。而して露人の烟草と、彼等の鮮魚とを交換した。翌二十日の朝、更に偵察の結果、西別河口に於て、日本人と土人と交易の爲めに建てたる倉庫、松前藩の税金取立所を發見した。日本人は此の船中に日本人あるを見て、萬事便宜を與へた。

日本人は露人に向ひ、根室の東端なる岬の南側に厚岸と呼ぶ良港があるが、然も其處へ廻航するの苦難なるを話した。露船は日本人の忠告に従ひ、西別の東南に當る根室灣に移つて碇泊するに決した。日本人は露船を根室に案内する爲め、特に水先案内を世話した。エカテリナ號は、十月二十一日朝、根室に入港し投錨した。ラクスマン中尉は、直ちに松前藩吏に向つて、其の來意を通告した。而して今や冬期も近きたれば、露船は根室に越年するを決した。エリク・ラクスマン傳の著者ラグースは、日本人が露船を根室に誘うたのは、露國使節一行

を引留めんとする、策略であつたと云うてゐるが、或は然らんと思はるゝ節がある。何れにしても露船の來航は、時ならぬ静かなる池に、石を投じたる如く、時ならぬ波紋を生じた。(史學雜誌)

第五章 露船渡來

【二七】幕府の對異國船態度

異船打拂
令の緩和

異船取扱
方

此れより先、幕府は周邊の形勢に鑑みて、寛永度の異國船打拂令を緩和してゐた。それは寛政三年九月朔日であつた。云ふ迄もなく、松平定信の輔佐役として、老中首席の際に出で來つたものだ。彼が如何に海外の事に注意したかは、既記の通りである。(參照 松平定信時代、五六、及び本卷一三、一四)

先頃筑前長門石見沖に、異國船一艘漂流の様子にて、程遠く乗離れ候儀も有之、又地先近く寄來候儀も候て、彼是日數八日程の内、右の趣に候處、當時は帆影も不ニ相見一趣に候。惣て異國船漂著候はゞ、何にても致ニ手當、先船具は取上置、長崎表え送り遣し候儀、夫々可レ被ニ相伺候事に候。以來異國船見掛候はゞ、早々手當人數等差配、まづ見へが、り事が

臨機應變の方法

ましく無之様に致し、筆談役或は見分之者等出し、様子相試可申候。若拒候趣に候はゞ、船をも人をも打碎、無二貪著一筋に候間、彼船に乗移り、迅速に相働、切捨等にも致候はゞ、召捕候儀も尤可相成一候。勿論大筒火矢杯用候も、勝手次第之事に候。筆談をも相調ひ、又は見分等をも不拒趣に候はゞ、成丈け穩に取計、右船をば計策を以成共繫置、船具等をも取上げ置、人をば上陸致させ番人附置、立歸不申様致し、早々可被相伺候。若及二異儀一候はゞ、捕置可被申候。異國之者宗門之處も不二分儀に付、番人之外見物等も可被禁候。右漂流一二艘之儀にも候はゞ、前文之通り可被相心得一候。若數艘にも及候か、又は數少く候とも、最前より嚴重にも不取計一候て難成様子に候はゞ、其儀は時宜次第たるべき事に候。尤右體の節は、都て最寄領分へも早々申通じ、人數船等も取捕可被差出一候。但出張の陣屋、又は小領等にて、其場に大筒の類有合不申候はゞ、最寄

長夜の眠より覺めんとす

の内、所持の場所より申談次第、早々差越取計候様可被心得一候。右之趣可被相心得候。尤其時宜に寄、取計一定難致事に候得共、事に臨み伺を経候ては、圖を失ひ可申儀に付、先大概心得の趣相達候條、其餘の作略は、時宜により可取計事に候。兼て致評議一置可然筋は可被相伺候。取計行届候儀に至り候はゞ、御沙汰の程も可有之事に候間、成丈け可被心配一候。尤家來格別出精の者は、名前等をも可被書出一候事。右之通、萬石以上の面々々相達候間、爲二心得一相達候。此れは異國船に對する態度を示したると同時に、併せて臨時の急に應ず可く、平生より其の準備と、覺悟とを致し置く可き旨を、諭したるものだ。亦た以て如何に周邊の形勢が、寛永以來、殆んど外患を絶つたる、我が幕閣をして、其の長夜の眠より、醒めしめんとしつつかあつたかを知る可しだ。而して寛政四年十一月に至りては、更らに左の海邊防備の令を發した。

寛政四年
邊防令

近世日本國民史

一一〇

是れエカ
テリナ號
の刺戟

異國船漂流の節、取計の儀に付、去亥年相達候趣、領中は勿論、隣領等えも兼て手筈可被申合置事候。前以議定致し置可然筋は、可相伺旨、去年中相達候儀にも候間、兼々手配いたし置候。船人數の外、大筒有無並一體の心得方、隣領申分の趣等、委細書付にて可被差出候。尤不時に御役人御用序等の節相越、手配の様子見分致候事も可有之候間、右様の節、早速人數差出し、手配備の様子等、見分請候様可被致候。但前々より右手配、且隣國の申合等仕來候場所の儀は、右前々より取計の次第、並去年相達候以後、申談等の趣も可書出一事。右の通、海邊領分有之萬石以上の面々え、可被達候。惟ふに此れは露船エカテリナ號が、根室灣に投錨したる報道に刺戟せられて、發したるものであらう。目付石川、村上等が、露船應接の爲め、派遣を命せられたのは、同月十一日の事であつた。而して同年十二月四日には、松平定信に、房總豆相五ヶ國巡視の事を命じ、更らに同月左の如く異國船處分に付て、

更に異船
處分注意

幕府神經
漸く過敏

大目付へ口達の覺を達してゐる。異國船漂流手當の儀、度々被仰出候事故、何も油断は有之間敷候得共、海邊備向は成丈手厚に可被致候。公儀にも以前は下田、三崎、走水等、所々奉行等も被差置、御船手組浦々見分も被仰付、其上海邊御備向、寛永の頃、追々御内調も有之候處、中頃より被廢候に付、段々御穿鑿の上、右等には御趣意を被復、海邊御備有之上にも、猶又手厚に被仰付候御趣意に候間、何も此趣を相心得、手當嚴重に可被申付候事。右の趣、萬石以上え爲心得、無急度可被咄置候事。如何に幕府の神經が、漸く過敏になりつゝあつたか、判知る。而して此れが北方に於ける、露船來泊の爲めのみでなかつたとするも、亦たそれに由來したとは、決して疑を容るゝの餘地はあるまい。

【二八】エカテリナ號函館に至る

松前藩
出

松前藩からは、早速露船根室投錨の旨を、幕府へ届け出でた。夷國人通辭申すには、三人(幸太夫、磯吉、小市)を江戸に直に引渡、並書狀、献上物持參の由。然る上は、本年中に江戸へ登り候趣申候得共、先差置、明年四五月迄、待ちて返答なければ、其節江戸へ登り可申、依て差圖有之迄、同地に留置候。

幕府の指
令

此に於て幕府からは、老中御用番鳥居丹波守忠意の名を以て、オロシヤ人、漂流の者、召連れ罷越候に付、追而江戸より沙汰有之可く候間、それまでは決して出帆致さざる様、取計らひ可申候。尤も右取計ひ等手荒には不致、失禮等無之、手當も叮嚀に致し、酒食の類までも心付け可差出候。並に右の者、厚岸にて上陸致候共、蝦夷其外松前の者にも、其役々の外は、應對爲致申間敷候。

東北諸藩
に出兵を
令す

と令した。

斯くて一方に於ては、松前藩は申すに及ばず、津輕藩、南部藩等に、それ警衛の爲めに、士卒を出す可きを達し、十一月二日、御目付石川將監忠房(六右衛門、殿中にて改名被仰付)西城目付村上大學義禮等に、松前出張を命じた。

赤人對面の節、御目付兩人(石川、村上)縹色袍著、衣冠致、面談候様被仰渡一裝束拜領、太刀等拜借被仰付。御徒目付(四人)は素袍著被仰渡、素袍烏帽子等被下之、御小人目付(八人)大紋著候様被仰渡。

松前藩史
の露人待
遇

此の如く彼等は威儀を作りて、露人に應接せしむ可く命せられた。松前藩では幕命を奉じて、露人を懇切に遇した。藩吏は冬期根室を引き上ぐるの例なれども、露人接對の爲め、特に越年するとした。露人は藩吏の援助にて、陸上に冬營を設けて之に移つた。十月十一日には、ラクスマン中尉は、松前藩主に書狀を送り、露使は江戸に赴き、直接幕府と交渉を開かんとする意嚮を、幕府に傳達せんことを要めた。

根室滞在中のラクスマン

根室滞在中のラクスマンは、決して等閑に過ぎなかつた。彼は博物學の標本を蒐集し、地理、商業等に就ても、それ／＼注意する所あつた。十二月二十四日、松前藩吏は、彼の書状は、藩主から早速江戸へ送致したと、及び露使接待の爲め、特に藩吏を派遣した旨を告げた。

幕吏根室に来る

露使側の所記によれば、翌一七九三年(寛政五年)一月十日、幕府から特派された二名の役人が、根室に到着し、露使を新年の宴會に招いた。五月十一日、數名の幕吏は、六十名の部卒、及び百五十名の土人を率ゐて到着し、ラクスマン中尉に、幕府は石川、村上等を松前に特派したると、及び陸路松前に赴く可き旨を告げた。ラクスマン中尉は、陸行を肯はなかつた。船長 ロフツオフも亦た反對した。此の押問答は容易に決しなかつたが、遂ひに幕吏の讓歩となりて、六月二日松前藩から、海路松前に赴くの許可を得た。此はラクスマンとしては、寧ろ思慮の至らざる點であつたらう。若し陸行したれば、途中の見聞は、頗る彼等一行を裨補するのみならず、多大の資料を採拾するを得たであらう。

一行函館に移る

松前船と露船とは、六月十六日根室を出帆し、七月十日に至り、漸く厚岸灣に入つた。而して七月十六日(日本の舊曆では六月八日)函館に安著した。

別々に函館入港

彼等は元來厚岸から繪鞆(室蘭)に航行する約束であつたが、海上にて露船と松前船とは、相離れ、函館に直航することとなつた。此れに就てラクスマン中尉は、松前藩吏の詰問に對し、水先案内者の不案内と、風向の都合にて、餘儀なく然かしたと釋明した。

松前吏人の監視

露船の函館に入港するや、同地の奉行は、役人を露船に派して、其の勞を犒らひ、一名の藩吏に四名の部卒を附して、見張りの爲めに露船に駐在せしめた。十七日には函館奉行、自ら三名の下吏を伴ひ露船を訪問し、通商談判の爲め、松前に赴くべき一行の人員を尋ねた。ラクスマン等は函館在港中、入浴に招待せられた。

露船渡來につき松前藩届書

寛政四年壬子十一月、ヲロシヤ國之人伊勢國之者致三漂流一候三人之者を送、東蝦夷地江致三著岸一候一件

松前勇之助家督相續

當年松前志摩守依三病氣二隠居、子息勇之助被三家督願相濟、子十月廿五日、勇之助江戶江著、十一月登城、御目見相濟、御一字拜領有レ之、若狹守ニ罷成候。蝦夷地江赤人船著岸に付、又御暇被三下置、十一月十三日、急ニ江戸發足、松前江罷越申候。兵糧米事欠候段及三御聞、現米千石被三下置、舟廻しニ被レ遣、御勘定奉行久世丹波守懸り也。

異國人願

異國人通詞申候者、ヲロシヤより申越候は、江戸江右三人之者直ニ可ニ相渡ニ旨被三申付一候。書狀並献上物等致三拜參一候由、然ル上當年中ニ是非江戸表江罷登候様ニ申候得共、先差留申候處、然者明年四五月頃迄相待、江戸表より御沙汰も無レ之候はば、其節是非江戸表江直ニ訴可レ仕旨之返答ニ御座候。尤私方江異國人方書狀を以申越候ニ付、早速御届申上候。依レ之私家來共彼地江差遣申候。御差圖有レ之迄ハ差留置候様ニ申付置候得共、異國人之義ニ御座候得ば、如何程之趣意可レ有レ之哉、心底難レ計奉レ存候得共、可レ成丈穩便ニ取計候様ニ申付置候。依レ之前書之始末如何可レ仕裁奉レ候。以上。

十一月五日

松前勇之助

(魯西亞船到著)

露使松前に入る

【三九】露國使節への諭告(一)

ラクスマン等は、彼國の曆日、七月二十五日(六月十七日)松前藩から遣はしたる、多數の藩吏と共に、海岸の通路よりして函館を發し、松前に向うた。其の一行は、總勢四百五十名と注せられた。二十八日(六月廿日)松前城下に著し、指定の旅館に入り、驛迎を受けた。

幕府吏節及び警備兵

幕府側には石川將監、村上大學が特派せられ、其下に四人の徒目付、八人の御小人目付あり。更らに我が曆四月朔日には、幕命により南部藩物頭、桐生奎左衛門、柴田壯右衛門以下三百七十九人、同十二日には、津輕藩物頭山田剛太郎、都谷盛甚之丞以下二百八十一名、松前に到着して、警衛に任じた。

幕使露使引見

六月廿五日、石川將監、村上大學等は、松前濱屋敷にて、ラクスマン等を延見し、之を慰勞し、此地外事に關涉なし、通商貿易の如きは、宜しく長崎に至る可しとて、別席に於て、松前家老下宮齋宮を経て、石川將監、村上大學より、

言面信牌
を渡す

左の書面及び信牌を渡した。

此節送來ところの書翰、一つは横文字にして、我國の人知らざる所なり。一つは我國の假名文に似たりといへども、其語通じ難き所多く、文字もまたわかり難きによつて、一つの失念を生せんとも、また憚るべきを以て、詳しき答に及び難し。よつて皆返しあたふ。此旨よく可ニ心得一者也。

信牌

をろしや國の船一艘、長崎へ到るためのしるしの事
爾等に諭す旨を承諾して、長崎に至らんとす。抑切支丹の教は、我國の大禁也。其像及器物書札等を持來る事なかれ。必ず害せられんとあらん。旨よく悟導して、彼地に到らば、猶研究して、上陸をもゆるすべき也。それが爲に、此一紙を與ふる事しかり。

寛政五年六月廿七日

尙ほ彼等には、左の長文の諭告書を與へた。

諭告書を
與ふ

通信の拒
絶

一 兼て通信なき異國の船、日本の地に來る時は、或は召捕、又は海上にて打拂ふと、古よりの國法にして、今も其掟に違ふとなし。縱令我國より漂流したる人を送り來るといふとも、長崎の外の湊にては、上陸の事を許さず。又異國の船漂流し來れば、兼てより通信ある國のものにても、長崎の湊より紅毛船をして、其の本國へ送りかへさしむ。されども我國法に妨げあるは、猶止めてかへさず。亦國初より通信なき國よりして漂流し來るは、船は打くだき、人は永くとどめてかへすとなし。然れども、遙に我國の人を送り來る處の勞をもあもひ、且つは我國の法をも、未だ不辨によりて、此度は其儘かへすとをゆるさるゝのあひだ、重ねて此所にも來るまじき也。

一 國書持參るとありとも、かねて通信なき國は、國王の稱呼もわかりがた、其國の言語も文字も不通、貴賤の等差もわから難ければ、自ら其禮のただしき所を得難し。我國にては敬したることも、其國に於ては、疎慢にあたらむもはかる可らざれば、國書の往復は許し難き也。今度漂流の人を送り

規定外の
許事總て不

練りに練
定りたる評

來るを拒みて、さいふにはあらず。此地より通信の許し難きを以て也。

一 江戸へ直に來るとも、また許し難し。其所以は、古より通信通商の國といふとも、定あるの外は猥に不許之。縱令押し來るとも、皆嚴にあつかひて、何れの港にても、すべて言の通る趣はあらずして、却て事をこなふべき也。此度蝦夷地よりして、直に江戸に來るべきとの、其國の王命なるよしを、只管言ひ募りて、今告げ知らしめることの趣に違ひなば、却て其國の王命をも違ふに同じかるべし。如何にとなれば、異邦の船皆許すときは、浦々嚴重にして、或はとらへ、又は打拂ふ掟なれば、交の睦じからんとを乞求めて、却て害を招くに等しかるべし。されば其國の王命にも違ふといひつべし。今此の如く言ひ諭す件々の旨を肯はずば、ことごとく擲とりて、我國の法にまかせんとす。其期に臨みて、悔おもふとも、詮なかるべし。如何にも露國使節の側から見れば、手前勝手手の理窟と見たのであらう。されど此れは、當時の賢相 松平 定信等が、練りに練りたる評定の結果であつたこと

は、亦た記憶せねばならぬ。

【三〇】 露國使節への諭告 (二)

漂流送還
船勞の爲

露使への諭告は、尙ほ左の如く、前項から續いてゐる。

一 爰に江戸官府の人來りて、我國の法をつけしらするは、漂流の人を遙に送る勞をもねざらひ、且つ其國の人々をして、ことの趣をあやまたせじと也。送り來る所の人は、もとより江戸官府の人にわたすべしとの旨をうけし由なれば、ここにて渡さんも其子細あるまじ。されど我國法によりて、其望所をゆるさざれば、また送來る人もわたさじといはんか。さらば強ひて受取るべきにあらず。我國の人を憐ざるにあらずといへども、それが爲に國法をみだる可らざるが故也。此旨了解ありて、其思ふ所に任すべきよし也。

長崎以外
一切取上
げず

信牌無く
は通ぜず

少しく變
則

病ありて不_レ連來_一漂流の人二人も、また此所に送り來るといふとも、重ねて其沙汰に及びがたし。長崎の外にては、すべて取上なき旨をよく可_レ辨也。長崎の港へ送り來るとも、我國の地方見ゆる處は、乗通るべからず。洋中を通行すべし。先に告しらすることく、浦々にての掟あれば、おろそかに思ひて、あやまることなかれと也。

一 長崎の港に來るとも、一船一紙の信牌なくしては、通ること難かる可し。また通信通商のことも、定置たる外猥にゆるしがたきことなれども、猶も望むことあらば、長崎に至りて、その所の沙汰にまかすべし。こまかに言さすこの旨趣を、くわしく了知ありて、早く歸帆す可き也。

以上の論告文は、日本側から見れば、如何にも尤の次第であるが、露使側から見れば、漂流民は松前にて受取り、露使の申状は、長崎でなければ受付けぬとは、如何にも辻褄の合はぬ話だ。然も日本側からは、漂流民をも長崎で受取るが原則で、松前で受取るは變則であると云ふであらう。

漂流受取
狀

斯くて六月廿四日(寛政五年)アダム・ラクスマン中尉に、左の受取狀を渡した。今度送り來る漂流人、幸太夫、磯吉、松前地に於て受取所の證、件の如し。

寛政五年六月

石川 將監 判
村上 大 學 判

ラクスマ
ン請書

此れは漂流人の請取證だ。而して所謂ラクスマンの請書は、左の如し。

日本の
御國法、御書付御渡し、委しく御説聞かせ下され、畏しこまり、本國へ還り、其通り申す可く候。以上。

寛政五年六月

オロシヤ國 アダム・ラクスマン

外國應對
文句の始
まり

此れは甚だ短文ではあるが、爾來幕府が外國應對に用ひたる、文句の始まりとも見る可きもの。即ち相手方の意向も、其の言語文字の調子も、一切頓著せず、強ひて我を尊大にし、彼を卑下するの文句を用ひ。爲めに親しく外人に接せず、又た外國語を解せざる者には、外人は其の文書通りに、自から卑み、我を尊ぶ

ものと思はしむるに至つた。此れも幕府の粉飾政治の一端と見る可きものであらう。

一、六月廿七日、通詞エトロへ及ニ挨拶一候處、此趣書取吳候様、支配向へ申聞候由、支配向より左の通書取遣候事。

漂流人送り來る始末相分り、且日本の御國法、被ニ仰渡一書之趣、通辯相わかり、一段のこのよし。先刻宣諭使(石川、村上)申され候事に候。

而して最後に、

食糧支給

一、六月廿八日アダムへ相渡。

覺

- 一 大麥六十一俵 但四斗入
- 一 小麥二十七俵 右同斷
- 一 蕎麥三俵 右同斷
- 一 鹿肉 六樽

右者船中手當として差遣す。

六月

其他物品贈答

尙ほ露國側の記録によれば、ラクスマンには、日本刀三振、烟草二十函、日本紙數函、陶器類を、天皇の名にて贈られ。ラクスマンは之に對して、ピストル、手巾、鏡、硝子器、其他露國製品を贈つたとある。又中尉の父エリク・ラクスマン教授から、日露の學術や、研究交換の希望を認めて、我が江戸の學者へ宛てたる書狀、寒暖計、多數の博物學標本類を、松前藩に托して、江戸に送つた。而して日本から贈つた六樽の鹿肉は、其實鹽漬の馬肉で、途中で棄て、しまつたと云ふ。

露使歸途に就く

露國使節はせめて、持参したる露國の特産物を陳列して、公衆の觀覽に供したいと望んだが、それも許可せられず。ラクスマンは日本を去るに臨み、松前藩主に面會し、親しく滞在中の禮を述べたいと望んだが、それも許可せられなかつた。而して八月四日(六月二十七日)第三回目の會見にて、若し我國と通商の希望

あらば、長崎に赴き、其旨を申告せよとの信牌を與へられたとある。斯くて彼等は前の如く大行列をなし、六月三十日松前を出發し、七月四日函館に著いた。

【三一】 松平定信と露使應接

幕府の眞意

抑も何故に函館にて受け付けざる露國の通信を、長崎にては受け付けんとする乎。斯く一時逃れの文句を吐いて、其實は長崎にても拒否するが本意では無かつた乎。何れにしても、幕府の外國に對して、依違曖昧、不得要領の病は、既に其端を此に發したと云はねばならぬ。

定信露使渡來手記

此事に就ては、其の責任者たる、當時の老中首席松平定信は、自から左の如く語りてゐる。

子年(寛政四年)の冬、松前志摩守より訴ふ。蝦夷の地アツケシの邊へ、ヲロシヤ

言語不通
通辭
處置告諭
使派遣

人、船に乗り入り、十二年已前漂流せし日本人、伊勢國の住幸太夫なるものを、渡す可しとて連れ來る。松前志摩守への狀もありしとて出す。開き見るに一つは蠻字なり、一つは本邦の假名にて書たり。松前志摩守さまなど、かく。幸太夫を送り越すによて、江戸まで直に出、江戸御役人へ渡し可申との事なり。若し江戸へ出候事、江戸の御差圖來三月迄は待つべし。その上にも差圖なくば、江戸へ直に乗り來るべしとの事なり。文言などもよく分りたり。只こうだゆふを、こたいうとかき、公方様を、くばさまとかきてあり。このおくばさま、あのおくばさま、いらいはおたがいに漂流人はおくりこすべきなどの約もあり。尤も献上物國書も持參せしとはいふなり。

此にて見れば、「一つは我國の假名文に似たりと雖も、其語通じ難き所多く、文字も間々分りがたきにより」との語は、「參照・二九」全く通辭であつたことが判知る。これによて、とり／＼いひ合しが、何れたやすからぬ事なり。嚴にし玉はんは、時よろしからず。只禮と國法をもて、事をわけさとさるべし。依之三奉行

尾水賛成

へも一々いひきかせ、談じけるが、衆評まぢくなれども、大意の所は、大概同じ。遂ひに予建議して、御目付兩人を告諭使として、松前へ下さる事とはなりける。此義一大建議なれば、御三家のうち尾水兩侯へも御談し申候處、甚可然處置、別而願度事候はゞ、長崎へ來り候へとの義は、尤の事と被仰也。

漂流船處置方

抑この處置告諭使、松前の地へ來り、江戸へ出候事等不相成、國法にて願度事は長崎へ來り、所の奉行の沙汰に任すべし。漂流船有之、通信、通商の國といふとも、上陸の上、國法にさはる事あらば、通商の船へ附して送りかへす。通信、通商の國の漂流人は、とどめてかへすことなし。(原註 此處深意あり)國王の書うけがたし。ゆへに通信の國にあらざれば、その國王の稱呼もわかりがたく候へば、この國にて敬する事、かのかたにて疎慢にあたらんも、はかりがたし。親しき害を害めて、害を生せんをおそれ、通書の沙汰に及ばず。此度江戸官府の人來りて告諭す。漂流人をもと官府の人に渡す可きに

漂流人強ひて受取り可ざるも

とあれば、この人に渡さんも、その國の王命に違へりとは云ふ可らず。若し江戸へ至るの望みをも、わが國法によて、かなはざれば、今この官府の人へも渡さじといはんか。さらば強ひて受取る可きにもあらずなど、禮と法をもてし。強ひて江戸へ來るべきなどいひて、我が國法を用ひずば、直ちに召し捕へ、我が國法に處すべし。並に長崎へ來候とも、我國の地かた見ゆる所は、乗り通る可らず。外國の船をみれば、或は捕へ或は打拂ひて嚴にすれば、あやまたせじとの事也。などこまかくに書付、令條として申渡し

信牌の事

並に長崎へ來りたらば、長崎へ入來る信牌渡す可しとて、この信牌をも持ち來れ、並に遙く送り來る勞を思ひ、我が國法をも知らざればとて、こたひは只かくさるゝとて、歸帆を申渡すべし。長太刀三振、(原註 白さやものにて、正徳の北朝鮮へ被下候かたに被仰付、常のよりは大なり)米百俵を給ふ。

露使書狀

松前へ來る文は、横文字はよめず。我が國の假名文に似たるはつまびらかによめず、事も通じかぬ。この返書せんに、一つの失意を生せんをおそるとて、